

# 県域水道一体化 調査特別委員会

令和4年2月24日

葛城市議会

## 県域水道一体化調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和4年2月24日(木) 午後2時04分 開会  
午後5時45分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	谷原	一安
委員	横井	晶行
〃	柴田	三乃
〃	坂本	剛司
〃	杉本	訓規
〃	奥本	佳史
〃	松林	謙司
〃	増田	順弘
〃	西井	覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村	優子
議員	吉村	始
〃	下村	正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	溝尾	彰人
上下水道部長	井邑	陽一
水道課長	福森	伸好
〃 補佐	新澤	健嗣

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永	睦治
書記	吉田	賢二
〃	福原	有美

## 7. 調査案件

### (1) 水道事業に関する事項について

開 会 午後2時04分

**藤井本委員長** ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより県域水道一体化調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。本日、県域水道一体化調査特別委員会を開催させていただきましたところ、全員出席いただきましてありがとうございます。選挙改選後の初めての委員会になるわけでございます。市民の中でも本当に関心の高いこの案件であろうかというふうに思います。この間、11月改選以降、1月に協議会というものを一度開かせていただいております。この県域水道、ちょうど1年先、令和5年2月には基本協定を締結するかしないか、そういうところまで来ていると。2月にこの県域水道に入るのであれば締結、入らないのであれば、ということを決めなければならない。逆算いたしますと、議会で言うところの今年12月か、いわゆる2月前、1月に臨時会を開く等して決定していかなければならないという、今のところまで来ておるところでございます。私が長く話をしてもなんですので、そういった意味で市民の負託に応えるためにも、慎重に審議を進めていただきますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。下村議員でございます。吉村始副議長でございます。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いいたします。葛城市議会では会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っています。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お祈りいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件（1）水道事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、先月1月17日に開催いたしました本委員会協議会において報告をいただいておりますけれども、その後、2月17日に第2回奈良県広域水道企業団設立準備協議会が開催され、基本協定締結について協議されるなど、今日までに県域水道一体化に向けた大きな動きがございました。理事者より、まずそれらについて報告を願ひまして、その後、先月1月17日に開催いたしました本協議会において委員の皆様方からいただいた質問、いわゆる宿題、そのことについて調べておいていただいておりますので、それらについても報告を願ひたいと思います。

それでは、まず第2回奈良県広域水道企業団設立準備協議会についての報告を願ひます。

井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、去る2月17日に開催されました第2回奈良県広域水道企業団設立準備協議会において示されました資料を中心にご説明を申し上げます。

まず配付しております資料のご確認をお願いします。資料1といたしまして第2回奈良県広域水道企業団設立準備協議会資料、参考資料1といたしまして事業統合及び単独シミュレーションとその条件、以下は前回1月17日に開催されました本委員会協議会において委員等からご要望のございました資料となります。参考資料2といたしまして県域水道一体化での

葛城市におけるメリット、デメリットについて、参考資料3といたしまして最近5年間の管路更新、また参考資料4といたしまして水道配水系統図を配付しております。以上5点となりますが、不足等はございませんでしょうか。

それではご説明に入ります。私からは資料1について行いますので、資料1をご準備願います。

それでは資料1の1ページをお願いいたします。はじめにとされてます県域水道一体化の概要についてです。上段右側、課題克服の方策、県域水道一体化の検討の経緯におきまして、令和3年8月2日の協議会設立総会及び第1回協議会の記載と、その下、黄色のマーカ一部分で第2回協議会開催の部分以外は前回の資料と同様でございますので、その部分の説明は割愛いたします。

次のページをお願いいたします。1、一体化後の給水原価・供給単価の試算結果についてです。これは覚書締結29団体が事業統合した場合と単独経営を続けた場合のそれぞれの給水原価と供給単価を試算した結果です。

2ページをお願いいたします。まず、上段の試算条件、概要でございます。試算期間は令和7年度から令和36年度の30年間です。減価償却費は各団体が推計した建設改良費に、一体化後の新たな投資増減を加えた建設改良費を基に算出しております。建設改良費の規模は右の表のC欄のとおり、30年間総額で5,193億円、年平均173億円で投資抑制、国交付金、県繰入金の総額はG欄のとおり813億円と試算しています。維持管理費につきましては、各団体の推計時の合計で物価上昇率、施設統廃合に伴う増減、一体化による委託費縮減等を反映しています。年間総有収水量につきましては、各市町村の給水量に国立社会保障・人口問題研究所の人口増減率を乗じた値を基に推計しています。給水原価は営業費用に営業外費用を加え、受託工事費などと長期前受金戻入を差し引いた金額を年間総有収水量で除した金額となっております。供給単価につきましては、5年ごとの総括原価を5年間の総有収水量で除した金額となっております。

下段の試算結果のグラフをご覧ください。黒色の実線は、単独経営の場合の加重平均による供給単価を示していますが、令和7年度の214円から令和36年度には301円に上昇するのに対し、赤色の実線、統合後の供給単価は178円から241円の上昇に抑制され、また27市町村の加重平均では、給水原価、供給単価ともに上昇抑制効果があるとしています。

市町村別のグラフが次の3ページにございます。下段の供給単価のグラフをご覧ください。縦棒は各市町村が単独経営を続けた場合、横棒が事業統合をした場合を示しています。市町村別では、葛城市、大淀町を除いた25市町村で、給水原価、供給単価ともに統合効果があるとなりました。

4ページをお願いいたします。統合と葛城市の単独経営を比較したグラフとなります。赤色の実線は統合後の供給単価、黒色の実線が葛城市の単独経営の場合の供給単価を示しています。令和7年度は統合後178円に対し、単独では140円で、この差38円の差がございます。その後、双方とも5年ごとに料金を見直しし、令和36年度には統合後241円に対しまして単独では233円で、その差は8円となっております。この給水原価、供給単価の算出に当たりま

しての財政シミュレーション、またその条件を参考資料1として配付いたしております。

次のページをお願いいたします。2、一体化に向けた方向性の検討状況についてでございます。令和3年度に各専門部会等で行ってきた検討の状況報告となります。

5ページをお願いいたします。2-①、施設整備の方向性(案)についてです。まず上段に基本的な考え方を示しています。水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保しつつ、経年度合・耐震性等を踏まえて計画的に施設整備を進め、県域全体で施設を最適化・強靱化する。水融通や予備能力の保持等により、地震等災害や事故の発生時に対応できるバックアップ機能を確保する。計画的な整備によるコスト縮減と国交付金の有効活用により、投資は規模を抑制しつつ最大限の効果を発揮すると3点の考え方を示し、下段で方向性を示しております。1の施設の段階的統廃合におきましては、①として、浄水・取水施設につきましては、水需要の将来見通しに応じた浄水・取水能力を確保しつつ、経年度合が高く耐震性が低い施設を段階的に廃止し、統合時に16ある浄水場を最終的には7浄水場に統合するとしています。2つ目の丸、存続する施設について、計画的に必要な更新整備・耐震対策を行い、強靱化するとしています。

一旦6ページをお願いいたします。その統廃合のイメージを位置図で示しております。地図上で黄色に色付けされた部分が県営水道エリアですが、その中で存続させるのは県営の桜井、御所浄水場の2か所と奈良市の緑ヶ丘浄水場の計3か所で、残り9か所は段階的に廃止されます。また、地図上で青色に色付けされている五條、吉野エリアの4か所の浄水場は存続します。

5ページにお戻りください。②の送配水施設については、浄水・取水施設で存続する施設の関連施設は存続し、その他は段階的に廃止されます。存続する施設は計画的に更新整備・耐震対策を行い強靱化します。③として、追加となる施設については、浄水・取水施設、送配水施設の統合に伴い、新たに必要となる施設は段階的に追加されます。

その下、2、経年施設の更新についてです。計画的に必要な更新整備・耐震対策を行い強靱化します。これについては、関係団体の統合前の更新実績を保証、または関係団体の水道施設整備計画が尊重されます。

3、バックアップ機能の確保につきましては、系統間の相互水融通や、予備能力の保持等を図り、施設の統廃合を行った後でも、地震等災害や事故の発生時におけるバックアップ機能を低下させることなく、その機能を確保いたします。

7ページにお進みください。赤い囲みの部分をご覧ください。バックアップ機能の確保が示されています。まず、水融通では送水連絡管や緊急時連絡管等を整備し、弾力的な水融通を確保する。送水困難地域に対し、給水車両を機動的に稼働する。非常用電源の容量を確保するとしています。水源では、緑ヶ丘浄水場の導水管を複線化する。複線化までの水源のバックアップとして、廃止予定の木津浄水場を活用する。水量では、浄水場の統廃合は廃止までの間は機能を保持する。存続する浄水場については、余剰水量を確保し、予備能力として活用する。また、危機管理体制では、企業団として組織拡大し、緊急時の対処マニュアルと緊密な連絡体制を構築するとしています。

8ページをお願いいたします。2-②、財政運営ルールの方向性（案）についてです。まず（1）水道料金についてです。上段に基本的な考え方を示しています。統合時に料金統一することを基本とし、適正な料金水準を設定する。単独経営の場合よりも将来の料金上昇を抑制する。水道料金に関し統合効果のみられない市町村、これが本市と大淀町が該当します。については、経過措置として、一定期間、本則の水道料金とは異なる水準・体系の料金設定をする、と3点の考え方を示し、下段で方向性を示しています。

1、料金水準については、5年ごとの総括原価、これは営業費用不足資本費用により設定し、以後、5年ごとに見直します。ここの資本費用の中の維持管理費と申しますのは、減価償却対象資産に資産維持率を乗じて算出されるもので、将来の資産の更新費用として必要な財源を確保するための資本報酬です。

2、料金体系につきましては、現行の各市町村の口径別、基本水量、基本料金の設定を踏まえ、極力過大な料金変動とならないように設定します。

3、特例についてですが、これは本市と大淀町に対する経過措置、いわゆるセグメント会計についてになります。経過措置期間は令和7年度から令和36年度において料金水準が本則の水準を上回るまでの期間で、最長30年間としています。

9ページをお願いいたします。各団体、一般会計からの繰入れについてです。基本的な考え方として、水道事業は地方公営企業法に基づく独立採算制を原則としつつ、各団体では地方公営企業繰出基準等に基づき繰入れされています。一体化後においても、下段の考え方により一般会計から企業団へ繰入れしてもらおうとし、下段で方向性を示しています。

1、現行、各団体において繰出基準の繰出対象となっている経費及び独自に繰出対象としている経費については、①繰出基準の繰出対象とされる経費のうち、本来、一般行政の責任により負担すべき経費として、消火栓の設置・維持に要する経費、児童手当の支払に要する経費などを列挙しております。特定の地域の事情により生じている経費として、高料金対策に要する経費、簡易水道施設に係る建設改良のための企業債元利償還に要する経費、未普及地域解消のための施設整備に要する経費は、対象団体から繰出基準額を企業団へ繰入れしてもらおうとしています。②繰出基準外で繰入れされてきた経費のうち、構造的要因によるもの以外、例として企業誘致に伴う配水管等整備のための企業債元利償還に要する経費などは、経費発生の間、当該団体から企業団へ繰入れしてもらおうとしております。

2、一体化の新たな施設整備費につきましては、国交付金のうち広域化事業分は県から企業団へ10年間繰入れしてもらおうとしています。よって、市町村からの繰入れは発生しません。

10ページをお願いいたします。3、加入金・工事負担金・手数料等についてです。1、加入金、2、工事負担金、3、手数料は統合時に統一することを基本とし、適正な水準を設定します。4、開発負担金は廃止、5、分担金、6、減免については継続協議となっています。

11ページをお願いいたします。資産等の引継ぎについてです。基本的な考え方として覚書第7条において、水道事業に伴い生み出された資産等については、一体化メリットの最大限の発揮と全体最適化を図るため、企業団にすべて引き継ぐものとなっております。ただし、覚書第8条において、現金、積立金等の内部留保資金を除く資産のうち、水道事業の用に供

さない施設・土地、奈良広域水質検査センター組合が所有する資産のうち一体化参加市町村以外の市町村に係る資産の取扱いについては、基本協定締結までに関係団体で協議のうえ、対応方針を定めるものとされています。これらの合意事項に基づき、各関係団体の意見・懸案を踏まえ、企業団への資産等引継ぎの方向性を下段に示しております。

1、水道事業の用に供している固定資産、2、内部留保資金は企業団に引き継ぎます。3、水道事業の用に供していない固定資産のうち、水道事業以外の公用、公共用又は公益事業用に既に使用している、又は令和4年度中に使用の予定が決まっている固定資産は企業団に引き継がないとし、それ以外の固定資産は企業団に引き継ぎます。4、負債のうち、地元水利組合等との契約債務、原水取水あるいは土地賃借等につきましては、妥当性・必要性が認められるものに限り、企業団に引き継ぐとしています。5、奈良広域水質検査センター組合の資産等は、組合解散に伴う財産処分動向を踏まえ、今後検討されます。6、累積欠損金のうち、令和4年度に基本協定を締結した市町村のうち、水道経営上の構造的要因により、令和5年度・令和6年度に生じた累積欠損金は企業団に引き継ぐことができる、それ以外は引き継がないとされています。

その説明が12ページにあります。高低差や集落点在など地理的条件により建設改良費が割高になるなど、水道経営上の構造的要因により、高水準の料金を設定せざるを得ない市町村や、料金値上げに限界があるためやむを得ず一般会計から繰入れしている市町村が存在します。こうした実情を踏まえ、国では、料金格差の縮小に資するため、高料金対策をメニューとして地方財政措置を講じています。その国の措置を参考に、対応案として資料記載の4つの要件を満たす市町村については、令和5年以降に累積欠損金が生じた場合は、企業団に引き継ぐことができるとしています。

13ページをお願いいたします。2-③、業務及びシステムの標準化・共同化・統一化の方向性（案）についてです。利用者への水道提供サービスの向上とともに、業務効率の向上を図るため、水道事業に係る業務及びシステムの標準化・共同化・統一化を進めることを基本的な考えとし、検討協議、調整が行われています。

14ページをお願いいたします。2-④、企業団の組織体系・職員の方向性（案）についてです。1つ目の組織は、企業団の事業運営の組織体制として、企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所を配置します。また、企業団議会、監査委員、運営協議会を設置いたします。事務所は、企業団設立当初は関係団体の事務所とし、業務の効率化やシステム統一化等を図りながら、令和16年度までに6エリア程度の集約を目指します。職員につきましては、企業団設立後当分の間は、構成団体からの派遣を基本として、企業団を運営します。また、職員の数は、企業団の設立当初は、関係団体に従事する現行職員数と同程度の職員数を確保し、順次、業務の効率化などを図りながら行う組織の改編に併せ、適正な規模を目指しますとしています。

15ページをお願いいたします。2-⑤、他事業の取扱いの方向性（案）についてです。現在行っている業務の取扱いについては、引き続き検討協議し、基本協定締結時に方針決定を目指すとしておりまして、1、市町村が行っている下水道事業の取扱いについては、企業団



において引き継がない。ただし、下水道事業の業務のうち、引き続き企業団が行うことが適当であるものについては、各団体の個別事情に応じて引き続き検討協議を進めます。2、奈良広域水質検査センター組合が行っている県内11村の水質検査の取扱いについては、企業団において引き継ぐものとしています。3、市町村が行っている簡易水道事業の取扱いについては、企業団において引き継ぐことを基本としています。4、上水道未普及地域の取扱いについては、上水道整備の是非の検討については、企業団において引き継ぐとしています。

次のページをお願いいたします。3、(仮称)奈良県広域水道企業団基本計画(骨子案)といたしまして、16ページに令和3年度の検討経過を踏まえた現時点での基本計画の骨子案を体系的にまとめた概要版が掲載されています。内容は先ほど来ご説明いたしました事項となりますので、これについての説明は割愛いたします。

最後に17ページをお願いいたします。今後のスケジュール(案)が示されています。令和4年11月に第3回協議会が開催され、基本計画案、基本協定案が示されます。令和5年2月に第4回協議会が開催され、基本協定締結。また、現在の任意協議会から法定協議会へ移行します。令和5年度から一部事務組合(企業団)の設立準備として、設立許可、事業認可、国交付金の申請の準備等を経まして、令和6年度中に一部事務組合(企業団)を設立、令和7年度からの事業統合を目指しています。

以上、資料1の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。なお、あとの資料の説明は後ほど行います。

**藤井本委員長** ありがとうございます。ただいま、ちょうど1週間前、2月17日に行われました第2回奈良県広域水道企業団設立準備協議会の資料について、部長より説明をいただきました。

ただいま説明いただきましたこの資料につきまして、説明いただきましたことについてご質問等はございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひいたします。この広域水道一体化の大和郡山市が抜けて初めての資料やと思うんです。資料の中身も煮詰まってきたと思うんですけど、軽く料金というか、数字が出てるんで、3ページ、4ページのところを見ていただきたいんですけども、これは葛城市をピンポイントで見ますと、事業統合して令和36年度に超えるんでしょうけども、4ページのところを見ると、これまでは事業統合する前の単独でいっても料金を抑えられるよという表に見えてしまうんですね、僕は。この表が合ってればなんですけど、逆に言うと単独で葛城市の、これはただ単に料金の話というか、お金の話、このグラフが出たんでこれだけ聞きたいだけなんですけども、これもうずっと言ってたんですけども、この前、協議会があったから聞いてきてくれると思うんですけど、これ単独でずっといくわけじゃないですか。もし仮にどっちかという話なんで、今は。取りあえず単独でいったとして、令和36年度までは料金はこれぐらいというふうはこの金額のグラフは出てるんで、この直前で仮に例えば、もう無理だから入れてくださいということは可能なのか。そのときどうなるのか、その辺聞いてきてくれとずっと言ってたんで、その辺の答えを1個欲しいです。

あと、その協議会の中身、葛城市にとってはほかの市の反応とかですよね。ほかの市の

方々に聞いたら、やっぱりちょっと料金下がるから、それは一体化したほうがいいよと言われる人多いんですけど、葛城市はそれは当てはまらないところがあるので、他市の反応と、あと葛城市としてその協議会でどういった質疑されてるのか、その辺お聞かせ願います。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。どうぞよろしく願いいたします。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの質問で、当初単独事業で何年か後に事業統合の参加は可能かどうかの確認ですけども、現段階では参加できないということでお伺いしております。

あと、各ほかの事業体の件につきましては、それぞれ過去、意見交換はさせていただいてますけども、それぞれ議会の説明もあって、状況的にももちろん料金が費用対効果がある自治体につきましては、参加の方向では進めておられる話は聞いてますけども、いろいろな自分ところの更新費用とかそこらの細かい調整がありますので、今のところ表立って参加どうのこうのは、まだ議会との説明も十分じゃない部分もありますので、今のところ答えとしてはそういう状況でありますので、詳細なことは答えることができないのが現状でございます。

**藤井本委員長** 協議会の中で、葛城市はどういう主張をしますか。

**福森水道課長** 協議会の中では、うちとしては、ほかの事業体と同じように更新費用とかいう形で事業統合前の本市の水準にさせていただくとかいう話ではありますが、一応協議の中にはそういった話ぐらいしかできないのが現状でございます。

以上です。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 1つ目の、途中からは参加できないとはっきり今の段階では明言されてるんですか、向こうは、今の答弁でしたら。これ、ほんならこのグラフ見て、正直このグラフだけ、ほかの話はまた後でしますが、このグラフだけ見たら、葛城市としては料金は単独でやるより上がっちゃうけど、途中でもう入れないと向こうが言ってるということですか。意味分かりますか。このグラフだけ見る限りやったら、葛城市は特にその一体化には参加する理由、令和36年度までにはないやんという話になりませんか。この表を見るだけでは。だから、「それやったら令和36年度まで頑張りますよ。ほんなら令和37年度から入れてくださいよ」、「無理です」と言ったら、それまあまあ圧で言われてん違うんですか、これは。そこを、何が言いたいかというたら、そこを協議会で言ってくださいということなんですよ、そこを強く。じゃないと、うち、不利な条件で入るといって話になってしまうんじゃないのと。だから僕はずっと、途中で参加できひんのかというのを聞いてきてくれというのは、そういうことなんですよ。ある程度カードを持って行ってほしいんです。ここは次ちょっと聞いてきてほしいです、強くね。だって、このグラフ皆さん見てもらったら分かるんですが、このグラフ見るだけやったら、葛城市入る意味ありますか、これ。

ほんでもう1個言いますと、このグラフだけね。ほかの話はしますけど、交付金を利用してと、この考え方のところに書いてありますけども、交付金が幾らもらえるかというのが出てるんですけど、これ葛城市にちゃんと回ってくるのかという話なんですよ。今はこの葛城

市内でも予算組んで、ここに使いましょう、ここに使いましょう、足りんもんはこうしましょうとなってますけども、一体化になって交付金もらえるかしらんけど、葛城市にちゃんと回ってきますかという話はこれに載ってますか、この辺に。どういうふうな使い方していくとかという、そういうところを協議会で詰めていただきたいんです。取りあえず、だから5ページに書いてあるじゃないですか。計画的な整備によるコスト軽減と国交付金の有効活用にと書いてあるのは分かるんですけども、葛城市は今こうで、他市はこうで、交付金はこうやから、葛城市はこれぐらいは使って整備していきますよというのがちゃんと明記されてないとおかしいです。だから、何が言いたいかといいますと、そういうところを協議会で葛城市としてしっかりもの言うてきてほしいというのが僕のお願いです。これはまたほかの質問はほかにしますんで、取りあえずこの要望だけ言うときます。

以上です。

**藤井本委員長** 答弁はいいんですか。

**杉本委員** いいです。

**藤井本委員長** ほかに。

松林委員。

**松林委員** ちょっとこれお聞きしたいんですけども、4ページの料金、給水原価、供給単価の試算結果なんですけど、この赤色というのは、県繰入ありで県域化に参入した場合の上がり方やと思うんですけど、これはセグメント会計の料金体系ですか、これは、赤色は。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

この赤の実線につきましては、これは事業統合の供給単価となっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 松林委員。

**松林委員** 前も一度お願いしたんですけども、参入するしないというこの部分については、やっぱりあくまでもセグメント会計の比較と市独自の経営と、ここらの比較がなければ、もし参入した場合に、セグメント会計で取りあえずはいくんやけども、セグメント会計の上昇の仕方であれば比較でけへんのかなと思うんですけどね、これ。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

事業統合では240円という形でなってますけども、今、統合の効果がみられない大淀町、葛城市におきましては、当分の間、今の葛城市の料金で運用ができます。その緩和策として、今まででしたら前回の覚書等では一定期間になってたやつが、今回の表示では最長30年、令和7年度から令和36年度まで最長30年間、料金の費用対効果が得られなければ料金統一は、この場合の取り方としてはしなくてもよいと出てます。料金がセグメント会計でいって、葛城市の料金が要するに事業統合の料金より上回る場合はその時点で統一になると思いますので、そういう形でセグメント会計としては一定の期間、30年が新たに案が示されたということになっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 松林委員。

**松林委員** よう分かったんか分からん話で、要するにこれはあくまでも県の料金体系の上昇の仕方、これは葛城市独自の単独の経営の値段の料金体系やいうことで、僕が言いたかったんは、要するにもし参入したら、どっかで参入すれば、セグメント会計であれば、いずれは県の料金体系と一緒になるところがあるんですけども、そこらの比較がちょっと欲しかったんですけども、これはそれ反映されていないということですね。参入した場合のセグメント会計、どこのどの時点で一体いつになったら県の料金体系と一緒になるんか、ここでは表記されていないということですよ。いつになったら県の料金体系と一緒になるのか、この条件が提示されていないから表記することができないということですか。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** セグメント会計ですので、その単独で試算して運営していったらいい話ですので、ある種、その中で赤字にならない経営をしていけばいいのかなと思います。ただ、この今回のシミュレート、単独でのシミュレートされてますので、ですので単独経営にした場合、セグメントを取るのほぼこの図に近いものになる可能性があるのかなと思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** ほかに。

増田委員。

**増田委員** 17日の資料を見させていただいて、これは葛城市が作ったんじゃないし、この企業団の準備室が作っていただいた資料です。これを見て、私はっきりしたなというのは、試算結果ですね。葛城市、大淀町を除いた25市町村で効果があったと。この別表のところでは、統合効果はなかったと。要するにないんですよ。統合に入って、葛城市と大淀町はここに入っても事業効果ないよという資料を見させていただいて、どうやって入っていく根拠をこれから議論すんのかなというのが、非常に私、悩ましく、どういう議論をしていったらええのかなと、探していかなん。逆に、事務局が統合効果ないと言われたら入っていく余地ないのかなと逆に思ったりもするし、非常に悩ましい資料なんで、逆に言うと、30年過ぎたら事業効果あるかもわからんぐらいの話をここへ書いといてもうたら、そのような議論もできんのかなと思うんですけど。先ほども杉本委員の質問の中にあつたことにも関連するんですけども、私、怖いなど。怖いなどというか、30年経って、入れてあげないよというふうな世界をつくれること自体、非常に怖いなど。そんなことないでしょうと私は信じたいんですけども、私、逆に考えると、30年間事業効果のないこの統合に入っていくということに、若干今の段階、この資料を見させていただいて非常に疑問が残るなど。これからはし入るならしっかりと探していかと難しい議論になるかなと、こういうふうに感じました。もう答え要りません。

**藤井本委員長** ほかに。

奥本委員。

**奥本委員** ちょっと確認します。今の一連の質問された方と同じ、かかるころなんですけども、セ

グメント会計がまだ県のほうで出てきてないんで、そこの比較が単独のところはできないということですけど、ほぼほぼ市長のご説明では単独のやつとセグメントがイコールになるということは、それを前提として言いますね。増田委員もおっしゃったように、この表から恐らくやけど、今、令和36年度まで出てますけども、令和44、45年度ぐらいのところ、この5年後に多分見直しがあって、令和41年度からのところでもしかすると逆転するか分からへんと。ただ、逆転するのはその年であっても、この現状の経過措置の現状の案では最長30年やから、ここまでなんですよね、言ってみれば。単にそれだけ見ると、ほんまに統合せんほうがいいという判断になるかと思うんですけども、私、一番気になるのが、給水原価と供給単価のこの差なんですよ。県のほうで事業統合された場合は、ここの差というのがそんなに開かないんですよ。あくまでシミュレーションです。ところが、葛城市が単独でいった場合は、この給水原価と供給単価の差がどんどん開いていってるんです。ここがちょっと悩ましいところで、この差が広がり過ぎたときというのは、仮に単独でいってこの差が広がっていったときに葛城市にとってのデメリットというのは何なんでしょうか。そこを教えてください。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市ですけども、今後、施設の老朽化、今、ご存じのように3浄水場、これの耐震化ということで、費用的に年間更新、シミュレーションでは配水管工事で2億円、それから浄水設備で3億円という形で上げさせていただいて、それで進んでいってる状況ですんで、これが浄水場をずっと使い続けるということによって、葛城市としては事業統合よりも料金が高くなるという状況が、今後ある程度、30年以上先には想定されますし、もちろん有収水量等も料金もある程度値上げ幅も今後大きくなっていくということで、かなりの影響が葛城市では出てくると理解しております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ということは、多分そういうことやろうなと思ったんですわ。言ってみれば、独自でやっていく場合の一番負担となるところが、そこの管路の維持整備、維持管理かなというところなんですよね。これ、新しくなることは絶対あり得なくて、古くなる一方ですから、そこを単独で整備していくところ、そこが要はこの統合のこの話のポイントかなと私思うんです。そのところのシミュレーションを、今現状、葛城市は県内でもこの管路の整備というのを置換えというのは、更新は進んでるほうだと思うんですけども、先々のこの令和36年度以降でそんだけの今と同じ進められる体力があるかどうか。先のことやからそんなん分からないとは思いますが、それは大丈夫なんですかね。だから、やっぱりそのところ、古くなるというのはもう順々に同じ割合で古くなっていくんで、恐らく工事を進められたところの集中してやった年があると思うんで、がんと上がってくる年なんかあったりするんですよ。それはやっぱり後回しになるのかなと。そしたら、逆にこれは統合した場合は、そこはもう今と同じ感じで、県のほう、どこの地域を優先するか分かりませんが、その辺は安心し

て管路の更新を任せられるという、そこが統合のメリットと考えていいんですか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

統合した場合には、今、単独で使っている浄水場自体はある程度年数で廃止になって、それが県水に転換されます。配水管の更新費用につきましても、基本、この間、去年の1月25日に締結させていただきました覚書及び基本方針の中で、各事業者、今後、基本計画、施設整備計画を立てられますんやけども、過去の更新費用に準じた形で各事業者ごとに、うちでしたら更新費用でしたら、例えば約2億円やったら2億円は最低限確保した形で各地区の更新費用を企業団としてやっていくという話は聞いております。ただ、今後、11月に向けての協議の中で具体的な事務局からお示しがありますんで、現段階では更新費用を守るいう形に、各事業者によっても基幹管路も大きさもいろいろありますので、それは今後の協議の中で基本計画いか計画は立てられていうことをお聞きしております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もう最後は最後なんで言いつばなしになりますけど、要は単価から見たら、水道料金から見たら、もう統合のメリットは30年超えて40年以降ぐらいからしか我々メリットないけども、その管路の更新というか、そういうところに関しては単独でやったらかなりしんどくなってくるという理解なんですよ。分かりました。ありがとうございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 今のご説明でいくと、この試算結果の概要のところに書いてる、統合効果がなかったという書きぶりから見ても、私、どうもおかしいなと。この4表の単独でいく分と統合の分のこの比較の価格のスライドの中には、この経費の中に、これ収入と経費を分析して、今後このような料金になるでしょうというシミュレートやと思うんです。その中には耐震も老朽化した管の入替えも全部入った試算なんですよ。それでも30年後に格差があるよという、私、理解したんですよ。ところが、今の奥本委員に対する説明では、いやいや途中で、うち、耐震できてないから、余計な費用かかって逆転する可能性はありますと言われたら、この表が信じられなくなるんですよ。どうなってるんですか。どちらがどうなんですか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

この財政シミュレーションにつきましては、前回の設定条件が一部変わっておりまして、設定条件の一部として、企業債ですけども、前回でしたら資金ショートする形で新たに起債を借りるとなったのを、今回につきましては料金算定期間、5年ごとにある資金期末残高、要するに企業債残高が例えば給水収益の100%という形まで緩和されてるのが1点と、それから緩和されてることによって、当初の去年お示しした単独シミュレーションでは、起債をより大幅に借りる必要がない状況のシミュレーションに変わっておりますので、それに対する支払利息が当初の単独シミュレーションより大幅に減ったことにより、給水原価がかなり前回の給水原価よりも、前回でしたら給水原価が令和30年度で191円になっていた分が、今回は

まだ令和36年度で194円となってるのは、要するに起債の緩和によって支払利息が大幅に減ったことにより、給水原価が前回よりも伸びが低くなってるのが現状でございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** だから、施設の更新が含まれてんのか含まれてないのかということをお答えください。

**福森水道課長** 施設の更新につきましては、年間5億円という形で、それは費用がかかっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** このシミュレーションの供給原価の中には、そういう老朽化した管も、それから施設の更新も全部費用として算入された中で、このような供給単価になるというふうに私は理解した。この差、開き、194円の原価に対して233円。要するに39円の差があると。県域はもうすごく低いというのは、これが効率化やと。統合した人たちが効率良く、要するに交付金も含めてメリットを受けて、原価に対して供給単価が非常に縮まる、費用が抑えられるという効果はここでは見られたとしても、233円の単独よりも高くなっていると。私はこのグラフをそう見ると。

それからもう一つは、老朽化した施設の更新5億円も、それから管路の入替えも、全部今後30年間でかかる費用をぶっ込んで年間割した費用を算入した結果、このぐらいの、今は114円やけども194円まで上がりますよというシミュレートやと。私はそういうふうに理解してるんですけども、先ほどの話聞いてたら、いやいやこれに何かのときにまた余計なお金が必要の可能性があって、それを見るとこのシミュレートじゃない逆転する可能性も十分あるというふうなことを、ちらっと説明の中でお伺いしたんで、それならもう一度そういうものもぶっ込んだシミュレートをもう一度やってもらわんなんのかなと。それで議論せなあかんのかなと。その見直しの可能性は余地としてはあんのかなと、そういう不安を感じたんで、部長、もう一回見直さんなんだったら見直さんなん言うてください。これ、私、信用してるんでね。もう皆さん、これ信用して、今後どうしようという議論してんねやから。市長、答えてください。

**藤井本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 広域、一体化になった場合の赤色の実線が水道料金です。それで、一応単独経営でやった場合が緑色の実線が単独経営での水道料金になります。ただ、その角度といいますか、傾斜を見ていただきたいんです。赤色の傾斜というのは、確かにスタートの段階では非常に高いですけども、なだらかな傾斜をたどっております。これがある種、広域化されたメリットになるのかなと。ただ単独でやりましたら、先ほど課長のほうが説明しましたように、設備の更新等が要りますので、ですのである一定の幅を取っていかないといけない。その中で、やはり水道料金のその傾斜ですよ。上げるその傾斜角が変わってきますので、一応この段階では令和36年度までの地点では赤色と緑色では緑色のほうが下にありますが、その傾斜角度がもしそのままいくとすれば、逆転するところが発生するでしょうというのが課長の説明であったように思います。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** よく分かりました。36年間経っても単独のほうが有利やけども、40年経ったら逆転する可能性はこのシミュレートからいくと十分あり得ると、こういうふうに理解をさせていただきました。となると、先ほど杉本委員が質問した、ほんなら40年目に閉ざされた門を誰がどうやって開くねんという話になるんで、その辺をちゃんと担保しとかんと、ここで単独行動することが将来の葛城市を担う人たちにご迷惑をかけることになるんで、慎重な議論が必要かなというふうに感じます。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本委員。

**杉本委員** この資料を見て、分かって聞くんですけども、ずっと葛城市の水、大字の皆さん共々守っていただいて、水道の事業で資産というか、これは一体化になったらどうなるのか。葛城市の資産、お金とかそういうのはどうなるのか。葛城市のやつを教えてください。多分、これ4ページの、先ほどから皆さん言ってる表、これ葛城市の表はこれやから、あーってなるんですけど、他市やったら多分もっといいグラフやと思うんです。でもこれを見る限り、葛城市、うーんというところがあるんですけども、何が言いたい、先、その資産のことだけ答えてもらいましょうか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

資産の引継ぎの中で、先ほどおっしゃっていただいた地元取水地区から協力させていただいている水利組合との契約または取水の支払いにつきましてですけども、先ほど部長が説明しましたように、資料1の11ページのこれに当たるのは負債の分で、負債の②の地元水利組合等の契約債務に当たるのかなと思いますけども、これにつきましては今後、各部会の中で引き継ぐことが認められるとなったら引き継ぐこととなりますけども、それ自体はここに書いてある個別に協議となっておりますので、これの個別協議というのは、うちの取水計画では、葛城市と事務局との協議になるということで理解しております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そもそものお話なんですけども、この資料とか今のご答弁とかお聞きしてて、先ほど言ったみたいに他市のグラフやったら、ああ、なるほど。一体化へ行ったほうがいいよというグラフが出来上がっていると思うんです、正直ね。でも、葛城市はそうじゃないと。今の資産の引継ぎの話も詳しくは聞かないですけども、メリットが特に僕はそんなに、みんなが「おー」と思うほどないと思うんです。そもそもこの委員会とかというのは、この水道一体化に入ったほうがいいですよというスタンスで聞いたほうがいいのか、やめときましようよというスタンスで聞いたほうがええんかが分かんないんですよ。この資料だけで判断して、あなたたちと言われるんやったら、やめとったほうがええん違うかという突っ込みどころがいっぱいあるじゃないですか。先ほど増田委員もおっしゃったみたいに、効果あんまりありませんと、もう向こうが言ってるんでしょ。この向こうのこの資料は、部長、課長が見たときに、葛城市はこのデータはこんなもんやと思うから、これ僕らに見せてるんでしょ。こ



れ大体こうなるであろうというシミュレーションができてるということでしょう。違うんですか、これも。全然違うかったら訂正しやなあかん。ということは、そこまで強くこの一体化に魅力を僕は感じないんです、最初から、正直ね。だからどっちの姿勢で聞いたらええか分かんないんですよ。僕、反対し続けたらいいんか。でもそれでも、部長、課長、市長も踏まえて一体化に参加したほうがいいと思われてんのかどうか、その姿勢をちょっと。どっちの方向を向いて聞いたらええんかさっぱり分かんないんですよ。このグラフだけ見て、このいろんなこの条件とか見ても、葛城市はほんまにこれいいんですかという話。もう一つ言いたいのは何が言いたいかいうたら、僕がその協議会へ行ったらもっと強気に物言えると思うんです。36年後であかんと、「うち、できませんでした。見捨てんのかい」とかと言えぐらい強い条件なんじゃないのと僕は思うんですけども、その辺、2つお願いできますか。どっち向いて聞いたらええのかと、強気で行かれへんのかというこの2つ。

**藤井本委員長** 誰か答えれますか。いわゆる1つは、どっちの方向を市当局としては向いてんのかということと、協議会での今のようなあったように、もっと強気で言うべきではないかと。

阿古市長。

**阿古市長** この議論は当初から申し上げてるとおりでございます。一体化の話が出てきたときに、果たしてどちらが葛城市にとって有利なのかという選択をするという過程の中での議論をしておりますので、どちらであるというような結論を前例としては話をしておりません。ですので、ニュートラルな状態で結論を導き出したいなと思っております。

それと、あと何でしたっけ。

**杉本委員** もっと強気に行けないんですかということ。

**阿古市長** といいますのが、これもし一体化のほうに歩む場合は割合と話は楽なんですけど、これがもし単独を選択するということになりましたら、県との協議がかなり発生してくると思います。当然のことながら、単独でいくということは県水を供給いただくわけですから、その辺の交渉から入っていかないといけませんので、ですのでやはり協議というのは確かに駆け引きの中でいろいろ申し上げることはあるかと思いますが、明らかに円満な、どちらの結論を導き出しても円満な形での方向性を取るのが最良やと考えております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 市長、もうそれずっとおっしゃってるんですけど、もう今年である程度方向性というのを見やなあかんくて、どっちから見てるかによって物事は結構変わってくると思うんですよね。どういう姿勢で聞いているかというので大分変わってくるんです。例えば、これ先走って申し訳ないですけど、参考資料2で、県域水道一体化の葛城市のメリット、デメリットについてと書いてあるんですけど、これ単独でいく場合のメリット、デメリットも出さなあかんの違いありますか。それを比較しやなあかんような気がするんですよ。これのメリット、デメリットは、逆に言ったら逆になるんかという話じゃないですか。ここのデメリットは単独でいったときのメリットになるのかという比較をしやなあかんわけやと思うんです。これだけのメリット、デメリット言われても、よう分かんない。だから、そういうふうに僕はちょっとどっ

ち向いて見たらええかが分かんないんですよ。今のこの資料だけ見るだけやったら、長年にわたって葛城市の水を守ってくれた人もおるわけやし、葛城市の水道が安いといって若い人たちがこのまちに住んでいただいているというのもあるわけじゃないですか。そういうのも踏まえた見方をしたときに、うーんどうなんやろうと思うんで、もしその一体化に向けて進むのであれば、そういった葛城市としては強気な姿勢でいい条件で、もちろんその交付金云々かんぬんの話も、ほとんど上から、何か言い方悪いですけど脅迫みたいなイメージじゃないですか。途中で入れへんというのはおかしくないですか。これ、その後、入れんかったらどうなるんですか、ほんなら。令和36年度に、もううちできませんねんと言ったらどうなるんですかという話になってくるじゃないですか。そのときに、そうなるような条件付けを強く言ってきていただきたいということです。とりあえず、このデメリット、メリットの表は、単独でいったときのメリット、デメリットも要ると思います。

以上です。

**藤井本委員長** 答弁いいですか。

**杉本委員** いいです。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もう1件だけ確認させてください。30年経って葛城市が入ってくんのは、もうそれはあかんと言われてるということですけども、単独でいくと仮定したときに、今、県水25%入れてもらってます。その単価というところに関しての何か条件付けというのはないんですか。これ県が出してるシミュレーションやから、多分単独でいってもいいと思うんやけども、その25%であっても、それがぼーんと上がってしまったときに、この料金もほんまにこれでいけるんかになるじゃないですか。25%は県にその料金決定権を握られてるわけですから、葛城市がそこのところはどうしようもできへんところなんで、本当に果たしてこの金額でいけるというのは保証されてるんかどうかだけ教えてください。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

単独でいった場合の県水単価につきましては、うちは単独の場合は今度は企業団との協議になりますんで、今130円ですけども、企業団の経営状況とかそこらを含めてになるんで、今が上がるか下がるかというのは、今後、単独になって決定した時点で企業団との協議になるんで、今のところ上がる下がるというのは、申し訳ないですけど、お答えすることはできません。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もうそうなってくると、県じゃなくて企業団との交渉ということですよ。もう30年経っても入れたらへんわと言ってるところが、そなん葛城市この料金でオーケーですよと言ってくれるような楽観的な見通しはできへんかなと思います。それともう一つ、葛城市が、大和郡山市もそうですけども、財政的に十分いけるというか、留保金あるところが抜けたときに、企業団の経営はもっと厳しくなるに決まってるんですよ、と思うんですわ。そしたときに、いや、もうこの単価では葛城市に県水25%分はこれはちょっと無理ですよと、これはも

う逆に、今の値段でいくんやったら、もう10%に下げてくれとか言われる可能性高いんじゃないですかね。もしそうなったときに、このシミュレーション自体も変わってきますから、やっぱりまずそのところに対しても、もう少なくともこれはシミュレーションでやる分だけの今の現状と同じ同程度の単価の県水25%はもらえるようには、ちゃんとそれを言質取るとか、そんなんはできないですか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

県水の単価につきましては、その交渉自体はもう単独の場合でいう話になりますので、単価自体は過去の最大給水量とか過去の履歴を見た形で単価を決めておられます。もちろん企業団の経営状況にもよりますので、例えば今の現状では、大和郡山市と万が一葛城市がなった場合には、それぞれの個別の交渉になりますので、その段階ではどういう形でなるかというのはまだ決まってないので、今現在はさっきと同様ですが、現段階では分からない状況でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** もう最後ですけど、そのこのところもう分からないんですよ、要は。だから、もう本当にこの単独でいったときというのも、これももしかしたらこれはこのままではいかれへん可能性もあるということですよ、そうなってくると。その県水のところの料金が、もしもほんまに、いや、この値段じゃ出せませんよと言われる可能性もまだあるということですよ。その理解でいいですか。というか、もう質問できないね。というふうに理解しました。

**藤井本委員長** ほかに。

松林委員。

**松林委員** 当初いろんな説明をお聞きして、あまり県のほうからの条件提示いうんか、セグメント会計、もし参入するんであれば、あまり効果の上がらん市町村についてはセグメント会計でという、ここらはお聞きしとるんですけれども、これ、一体セグメントいつまでさせてくれるんか。長ければ長いほど、それはもう極端な話、30年後ぐらいに先にセグメントで県域一体化にするというような形になれば、それはまあまあ考えられんこともないと思うんですけど、条件的なもんはあまり提示されてないような気がするんですけど、どないですか。ほとんど最初の聞いた説明とあまり変わらんような気がするんですけども。

**藤井本委員長** そこは変わったんでしょう。お答えください。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。

ただいまのご質問でございますが、セグメント会計につきましては、新たに今回条件として最長30年で、本則の料金と競り合うときに合わせるというのが条件となっておりますが、一番セグメント会計で本則を上回る時期が問題となるわけでございますが、現状のように浄水場で自己水を浄水してお配りするというシミュレーションが、今現在ここにも示しております葛城市のシミュレーションでございますけれども、一体化に参加しますと将来的には浄水場3か所を廃止ということになりますので、その時点におきましてはそれを100%県水に

転換する時期がいずれ来るといふ、その時期がいつになるかによって令和12年度なのか、令和15年度なのか、令和18年度なのか、その辺が浄水場の廃止時期がセグメント会計が一番厳しくなる時期になるということは予測できます。

以上です。

**藤井本委員長** 松林委員。

**松林委員** セグメント会計で仮に経営したとしても、この水道料金の上昇の仕方が急であれば、これあんまり意味がないんで、やっぱり緩やかな傾きで、もう30年後ぎりぎり先ぐらいで一緒になるんであれば多少の効果は出ると思うんですけども、もうちょっといろんな条件が分かりやすいように、もうあまり時間もないんで、いろんな形で情報収集していただきたいなど、このように思うところです。

**藤井本委員長** 答えよろしいか。

**松林委員** はい。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本委員。

**杉本委員** ちょっと違う方向で、14ページに企業団の組織体系・職員の方向性とあるんですけども、これは「事務所は、企業団設立当初は関係団体の事務所とし」となってますけども、令和16年度までに集約を目指す、これ葛城市でも何かトラブルとかあれば、水道局に電話があつて、サービス等々というのは近いほうがええに決まってるんですね、どう考えても。これからはこれはどういった考えでどの辺につくるとかというのを、もう今の時点で出ているのかどうか。あとこの一体化の職員の方向性と書いてあるんですけども、今のこの県内の対象団体の水道の職員が何人で何年までに何人に減るとか、そういうシミュレーション出てるんですか。この2つお願いします。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず事務所の集約、令和16年度までに集約化を目指すということですが、これにつきましては、会議の中で私のほうから質問させていただきまして、集約は一応その際6エリアとなっています。これは具体的に決まってるんですかという話で、いやあくまで目指す方向性だけの返事やった、それが1点です。

あと、6事務所に集約されるということはサービスの低下を招くおそれがあるということはお存じやと思いますけど、これにつきましてもどこにどういう形でというのも、まだ目指す方向が6事務所に集約するだけしか、今の現段階ではそういう形でしか聞いておりません。

職員の数につきましても、現段階ではどう人数を減らしていくとか、当分の間は維持するとか、今のところはそういう形でしか聞いておりません。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** もうそういうところもきつく質問してほしいんですよ。何のために、多方面から見て一体化になったほうがええという理論でやるはずなんですよ。片一方だけ突き抜けて、片一方は

もうそのまま。一体化した奈良県内、要するに効率化していこうという話でしょう、この一体化は。違うんですか。料金も施設も効率化もという話で、サービス低下すると言ってしまいたらどないするんですかという話と違うんですか。課長、それをサービス低下しやんように、そして職員の数、低下してしまいたら、もうそれやったら行くなよと言うしかならへんじゃないですか、また。じゃなくてまたさっきの話に戻るんですけど、どっち向いて僕は聞いたらええんか分からないです。職員の数も維持するんやったら維持するでええですけど、サービス低下しやんために維持すんのか、職員を守るために維持するのか、何か意味分かんないですけど、僕。効率化して6個の事務所になりました。ほんで職員の数も減って、それだけの給料も今より減って、それで維持管理できますとかという、そういうシミュレーションも全くないということですか、この14ページに関しては。ただ単にこういう方向性で令和16年度までに6エリアにしたいなぐらいですか。じゃなくて、これも突っ込んできてほしいんですよ。これ6エリアにすんのはええけど、葛城市に近いほうがええわけじゃないですか。この条件で葛城市、だから強気でいってくれというのはそういうところですよ。6エリアで6個つくるんやったら葛城市に近いほうがええに決まってるんで、そこを突っ込んできてくれという話。ほんで、職員の数とかというの、それ何か根拠なく維持したいと言ってんのか、根拠あって維持したいかという、その説明はないんですか。何で維持したいんですか。増やしたいの、減らしたいの、どっちという話なんですけど。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

この資料につきましては、もうあくまで方向性の案だけなんで、何人維持するとか、そこまで全く決まってないのが現状でございます。そういう報告を受けております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そうやったら、次また聞いてきてください。もうそういう考えてないとか、僕が質問できるぐらいのことやったら、もう向こうの人も答えれるでしょう、こんなん。だから、その辺もちゃんと、だから言うてるみたいに一方だけ見て、ええから入るとかじゃなくて、多方面でいいからという話であって、例えばこのサービスの低下とかは、今、課長言ったけど、だったら職員を増やすとか、6エリアじゃなくて8エリアにするとかという話になってくるわけじゃないですか。そこを突っ込んできてくれと言ってるんですよ、僕は。その強気でね、さっきから言ってるみたいに、向こうだけ強気になられて、うちが弱気って、もう意味分かんないんで、それは強いかわいかわい分からないですよ。ただ、こういうことを突っ込んできてくれということなんです。6エリアにするのは何の根拠があんのかという話ですよ。職員も同じの数、何の根拠があんのと。それでサービス低下しますねんと。僕らそれで「うん」と言えるかという話じゃないですか。じゃなくて、こうこうこういう根拠で6にします。でもサービスは低下しませんけども、職員は増えます。やったら筋道通ってるでしょう。ただ、施設管理費とかそういう耐震とかでお金が維持費がかかるけど、職員の数減らしてそれで対応しますとかという根拠が絶対にあるはずなんで、その方向性、まさに案と書いてあるんで、

まだ話し合っていないんやったら、しっかりそこは詰めて聞いてきてください。僕が納得する根拠をお願いします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 先ほど井邑部長のほうからの答弁の中にもあったんですけど、浄水場の段階的統廃合のお話なんですけど、もし葛城市が企業団に入らないというふうになった場合は、今、葛城市にある浄水場はそのまま残る方向でいくんでしょうか。統廃合した場合は、今の竹内と兵家と新庄浄水場は廃止という方向になっていくのか。その確認をさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの柴田委員のご質問にお答えさせていただきます。

単独でいく場合には、3浄水場をそのままいうか、更新かけて維持管理します。事業統合に参加した場合には、施設整備計画に基づいて段階的に廃止する。セグメントであっても段階的に廃止するということになっております。当初の案では、令和12年度という案は示されてますけども、今後、事業統合に参加した場合には各基本計画の中で廃止時期が示されることになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。ということは、先ほどからも財政シミュレーションとかのお話が出てるように、やっぱり参加しない場合に、その耐震化とかのものも加えた財政シミュレーションをぜひ私たちも見たいなというふうに思います。もし統合して……。

(発言する者あり)

柴田委員 ああ、書いてる。すみません。見落としてました。じゃあ、統合した場合、御所浄水場から私たちの県水は来るということになるんでしょうか。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの柴田委員のご質問にお答えさせていただきます。

葛城市では、おっしゃるとおり御所浄水場、西部幹線から県水が来ることになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 では、私の懸念は、その災害時、御所浄水場だけが水源というふうになるとしたら、そこでもし災害で御所浄水場が何かのことで使えなくなった場合の水の確保ということも、私、本当は質問したかったんですけど、できないですか。

(発言する者あり)

柴田委員 ということで、それも懸念するところなんですけど、それもまた後ほど聞かせていただけたらと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 杉本委員。

**杉本委員** ごめんなさいね。聞きたいことはちゃんと聞いとかなあかんので、途中で入ることは不可能というふうに言われてるんで、もうこれ、ずばっと「やーめた」と言うのは最後はどのラインですか。いつの時期までに決めやなあかんのですか。もうけつ聞いときたいです。もう入らないというのは、最終いつまで、いつに言ったらいいんですか。分かってて聞いてますけど、この表で何月とか何年度、何年後とか、そこを教えてください。そこまでに詰めていかなあかんわけじゃないですか、僕らは。今日言うた質問でも次の協議会でちゃんと言ってもらわんとあかん話やと思うんで、いつまでに入るか入らんか。だって、入らないと言ったらもう一生入れへんわけでしょう、今の話やったら。いつまでに結論を出さなあかんのですか。

**藤井本委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。

それでは、まず17ページをご覧ください。このウグイス色の2月のところ、令和4年度2月ですんで、令和5年2月には基本協定締結となっておりますので、まずはここに入るか入らないかの判断をする時期が来ます。それが、11月に第3回の協議会に基本計画案と基本協定案が出てまいりますので、それを見た上で、その2月までの間で申しますと、12月あるいは1月といったところで基本協定を締結するかどうかの判断が必要になってこようかと思えます。

以上です。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** その間にもう決めてしまわなあかんということですか。それ、締結をしたらもう抜けれないということですか。じゃなくて、僕が聞きたいのは最終最後までどこまでに、これが最終ということですか。これもう時間あるんですか。何か余裕あるみたいな感じになってましたけど、さっきまで。今の僕が聞いた今後のスケジュールの前の事業団の組織の図とか職員の数の定義とか、それは間に合うんですか、僕が納得できるような。だから、僕、前から言ってたんですよ、もっと早くこの資料とかでやってくれという話は。これ何か大丈夫ですかね、委員長。それまでに今の皆さんの質問、疑問点、問題点、ここに入って、これ入ったら出れるもんなんですか、ちなみに。一体化しますいうて、やっぱあかんなど途中でやめれることはあるんですか。

(「給水場潰したあんねん」の声あり)

**杉本委員** その前に。だから、もうそこまでに決めやなあかんし、今出てる質問等々は、納得しやんかったらこれ大丈夫ですか、単純に。何かこのスケジュール、この資料、今見たけど、僕が見ただけでも、ここどうなってんのと皆さん思ってるわけじゃないですか。それも協議会とかじゃなくても、その職員の方々に質問して1個1個解決して僕らを納得じゃないですけど、話聞いてもらわな、ずっとニュートラルの状態で行くんですか、ほんだら。ニュートラルで行くんですか。まあいいですけど、それやったら。

**藤井本委員長** 私の挨拶で冒頭に申し上げたように、ちょうど1年先に基本協定を締結すると。この基本協定までに議会の議決ということも必要になりますので、いわゆるこの1年間の間には

決めなければならないという差し迫ったところに来てるといことです。

杉本委員。

**杉本委員** そういうことなんです。僕、何が言いたいのかといたらそういうことで、あと1年ぐらいですか。

**藤井本委員長** 1年には決まってる……。

**杉本委員** 分かって聞いてるんですよ。そこでもう決まったら、もうそこで終了じゃないですか。いいの、ニュートラルでという話ですよ。どっちかに傾いた意見で、傾かんでもええけど、こうやと進んでいくという話で進めていかないとあかんような気がするんですけどね。いいか悪いかというと、この表だけ見るだけやったら、僕は葛城市にメリットがあるとは断定できひんと思うんですよ。皆さんもそういう思いで今の委員会を聞いてると思うんで、大丈夫なんかなど。ましてや、行かないと言ったらもう入れてくれないわけでしょう、今の話であれば。これ、いかなもんですかということなんです、僕が言いたいのは。あと1年ですよということ。僕はあせりであせってしまうタイプなんで、これが本当に葛城市がいいと言えるような状況じゃないといいと言えないので、その辺考えて、委員長お願いしておきます。以上です。

**藤井本委員長** はい。

松林委員。

**松林委員** 先ほども同じようなことを聞くんですけども、4ページの市単独でいった場合の給水原価と供給単価、この開き大きいと。この部分の開きの大きい部分というのは、管路更新、施設更新、そしてまた耐震化も含めた予算も含めてのこの予算の開きやということで、これ仮に市単独ですと行った場合、30年、40年後、県域化の水道料金を上回ったときに、仮にそういうときに管路更新とか施設更新とか、そういう市民サービスに影響を及ぼすようなことは可能性、水道料金もそうですけども、将来にわたって安定的で良質な水の提供ということも、ここも一つは我々の責任として考えていかなあかんところで、そういうようなところをもし市単独でいった場合、30年、40年後、この料金体系が県域化と交点に来て上回ったときに、そういう可能性というのはあるのかな、どうかなという、そういうところもちょっと心配になりまして、お考えをお聞かせ願えますか。そういうことはありますか。

**藤井本委員長** 答えられますか。

阿古市長。

**阿古市長** なかなか30年、40年先のことを推測してお答えするのは難しい部分があります。ただ、広域化された事業団であっても単独でやる水道事業であっても、その事業として経営をしていくわけですから、当然、投資すべきものは投資していく。その投資した部分については水道料金で運営していくという基本的な方針は変わらないと思います。今、お答えできるのはそこまでかなと思います。

**藤井本委員長** 松林委員。

**松林委員** もしそういうようなところで滞るようなことがあれば、水道料金が上がっても、やっぱりそういうような管路更新とか、施設更新とか、そういうような形でしっかりと市民サービ



ス、水道料金が上がったなら市民サービスがどっちがええんかどうかわかりませんが、そういうような形で投資をしていくということですね。

**藤井本委員長** 柴田委員、さっきの質問ありましたね。もう一度認めます。

**柴田委員** ありがとうございます。もし企業団に参加して、統廃合でうちの浄水場がなくなって御所浄水場からの県水一本になった場合に、災害時が起こったときに独自の水源というのは葛城市は確保できるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

**藤井本委員長** その独自のというのは、県では御所やけども、御所のが使えなくなりましたと。そのときに葛城市内の浄水場が使えますかということですか。

**柴田委員** そうです。何か確保できるものがあるのかどうか。

**藤井本委員長** 今の浄水場が使えますかと。

井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。

完全に浄水場を廃止した場合には、そのバックアップを市独自で補うというところは浄水場に関してはございませんので、そのときには給水車なり災害の応急対応という形で対応になるかと存じます。

以上です。

**柴田委員** ありがとうございます。ちょっと残念な気持ちもしますが。

**藤井本委員長** いいですか。

**柴田委員** はい。

**藤井本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** 副委員長としてずっと議論を聞いていまして、皆さんが考えておられることは、水道料金に関しては令和36年度までは入ってもメリットがないと、そういうことが明らかになると。だけど単独でやる場合には、これは単独でやる場合で将来の維持更新ができるのかと、36年後はどうかというご心配があって、どちらを選択するんだということになりますと、当然そこはしっかりとした、やっぱり確信持って議員としても市民の方にも訴えなあかん、決めたいということがあってのことで、今、議論が来てると思うんです。ただ、今、単独でやるということもできるだけ出してほしいというふうに、この間も委員長も含めてこの協議会でも言ってまいりましたけれども、なかなか今ここは出てませんので、今出てるこの県の協議会の内容、基本計画の中間報告、これしか今出てないわけですから、まずこれについて先にいろいろと質問したいことがありますので質問させていただきます。

委員会としては単独でやった場合の問題点とか、本当にどうなのかいうことはこれは詰めてやらなあかんのですが、まだ案も何もない状態ですので、これについてまたの機会でお聞きしたいと思うんですが、まず1つ、私が水道料金が令和36年度まで葛城市はメリットないということのこのインパクトの大きさを、もうちょっと私、考える必要があると。というのは、こんな真剣な議論してるのは、多分、奈良市、それからうち、それから大淀町ぐらいです。ちょっと見ていただきたいんですけど、これ私の認識が間違ってるかどうか聞きたいんですが、3ページです。3ページのところにありますけれども、27市町村別供給単価のほう

ですね。この供給単価のほうが水道料金に直結しますから、1立方メートル当たりの値段です。そうしますと、葛城市を見ますと、現状、令和1年度実績、これは黄色です。これは大体、120円、130円のところだろうと思うんですが、それがずっと単独でいっても水色の傍線のところ、241円には届いてない。この241円が令和36年度の県の統合した場合の料金となります。その赤の178円は、これは出発、令和7年度の統合した企業団の最初の金額ですが、そこでずっと値上げして241円までいきますよと。ほかに棒グラフのほうは、それぞれ単独でいった場合こう上がりますよですが、葛城市は言ってみれば単独でいっても241円には届かないと。奈良市もこれも非常に微妙なところで、非常に似たようなところなんです。あんまり金額は変わらない。つまり、あとで聞きますけど、これ上がっていくわけですよ、入っていくと、葛城市は。ところが、お隣の宇陀市を見ると極めてはっきりするんですが、今でも241円より高いんです、宇陀市は。今でも241円よりは高いから、ここは入ると178円にどんと下がると、1立方メートル当たりの金額が。なおかつ、令和36年度まで値上げになったとしても、宇陀市民が水道料金が広域企業団で上がったとしても、いやいや最初入るときよりも安いですよ、まだ。だから値上げの痛みが全くない市町村があるんです。これはこの表を見てもらったら分かるように、大和高田市や天理市なんかもほぼそうですし、あと高取町、明日香村、下市町、吉野町もそれに近いですよ。ところが、葛城市民にとっては、これ上がっていくわけですよ、上がっていく。つまり5年に一度見直しがあるのかな、上がっていくということなんです、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、この水道料金の改定の仕組みです。これが広域企業団に入るとどうなるのか。今は葛城市議会で決めてるんです。この葛城市議会で全て議決しますから、これ合併以来、一切今は値上げになってないですよ。葛城市は非常に安い。これ市議会で議論するわけですから、市民の声も届いて、ここで議論を活発にやると。ところが、これ広域企業団に入るとどうなるのかということなんです、これ私、気になったんですけど、8ページのところを見ていただきますと、料金の基本的な考え方がありますよね。広域企業団の料金の改定の仕方は、料金水準（供給単価）とありますけど、水道料金に関係するところは総括原価方式でいきますよと。これは後でまた聞きたいんですけども、この横に5年ごとに水準を見直しますとあります。だから、これまでのシミュレーショングラフでも5年ごとに供給単価が上がっていったるんですね。つまり、5年ごとに水道料金が上がっていくと。もうこれ自動的に上がっていくような感じなんですよ。組合議会というか、広域企業団の議会がありますけれども、そこで議決するようになるんだろうと思うんですけども、でも最初の、要は協議会の基本締結、基本方針ですね。基本計画の締結をするときに5年ごとの数字見直しということは、もうほぼ5年ごとに一定の基準で料金が上がるという設計になっているのかどうか聞きたいんです。しかも、特例というところで、これは葛城市に関係するところですけども、この葛城市も本則に従って5年ごとにやっていきますよと。だから、葛城市もセグメント会計にはなりませんけれども、基本的には5年ごとにこの本則に従って自動的に上がっていくと。組合の企業団の議会で決まるけれども、この料金決定の在り方ですね。少なくとも葛城市議会はもう全然関係なくなりますよね。だから、入った後の料金決定の在り方についてどうなるか。これについて、ひとつお

聞きしたいんです。

それから2つ目、先ほど言いました総括原価方式です。これ非常に重要で、水道料金は総括原価方式で決めますよと。これは営業費用と資本費用。この資本費用の中に企業債の支払利息と資産維持費というのがあります。これは先ほど来の議論の中でも出てまいりましたけれども、いわゆる原価償還に係る施設の更新とか、新たな施設の投資とか、そういうことを見込んでこの原価を決めるわけです。したがって、その原価が、更新をよくやっていたら、施設を新しくしていけば、当然、水道料金は上がるわけです。逆に施設老朽化しても維持し続けていけば、何とか抑えられるというものなんだろうと思うんですけども、ある程度シミュレーションの中で、将来これぐらい施設を更新していかないと費用を見込んでおられますよね。

そこでお伺いしたいんですけど、葛城市で、私、先ほど聞いてちょっとびっくりしたんですけど、これ前回このグラフですよ。前回このグラフだったんです。つまり、給水原価と供給単価が大体接点があるところでぼっと上がっていくと、接点があるところでぼっと上がっていくというグラフだったんですよ。非常に分かりやすかったんですけど、今回この4ページのところですか。先ほど来でも話があったんですけど、物すごく開いてるわけですよ。つまり、これは先ほど説明がありました。給水原価が下がったんですよ。計算上、給水原価が下がった。給水原価が下がっても、更新費用はそのままいってるんですか、そのまま。更新費用はそのまま。つまり、その差額分は、むしろ多額に施設投資できる費用がこの分、浮いてるような感じなんですよ。ということは、もう一回これシミュレーションし直したら、葛城市は令和36年度までよりはるか先、40年先まで、むしろ下がるんじゃないですか、この供給単価が。供給単価は5億円ですと固定でいってる。ところが、給水原価は下がったから、でもこの5億円の分はそのままにしてると。むしろ、これ下がるように思うんですけどね。これなぜそのままにしてるんですか、この供給単価の部分は。給水原価が下がっても供給単価はそのままにしてるのか。このまま葛城市は水道料金を負担させられたら、ちょっとこれ再検査せなあかんの違いますか、ここは。これどうなってるのかということについてお聞きをします。

それから、3つ目です。これは財政シミュレーションですから、県が示している料金の上がり方についても、要はこの財政のシミュレーション、将来の施設更新、様々な費用をぶち込んでシミュレーションして出してる金額なんですけど、これは新聞に出たと思うんですけども、大滝ダムとか室生ダムとか県営浄水場が使ってるこの水源、そのダム湖の底にたまる堆積土砂。この堆積土砂は、絶対30年か50年のうちに汲み出さなあかんのですよ。これ、膨大な費用がかかると。これ、県の財政シミュレーションで確かに最高で240円ぐらいになるんですか、令和36年度ぐらいにはね。でも、そのシミュレーションの計算の中に、これ含まれてないじゃないかと。大滝ダムとか室生ダムとかの水源地のこの堆積土砂の費用が。これ入れますと、先ほどの総括原価方式ですから、資産の中の経費の中に入ってくるわけですよ。そしたら、本当に県のシミュレーションで、これぐらいの金額でいきますよいうところも、これは約束手形じゃないでしょう。こういう金額でいきますよいうことじゃなしにシミュ

レーションですから、またこれから精査していったり、あるいは実際に稼働し始めて上がるということがあるんじゃないですか。この可能性についてどうお考えかちょっとお聞きしたいんです。でないと、よくあるんですよ。安く見せて、実際には事業を始めてみて、どんどん費用が上がっていく、公共事業でも。そういうことを何度も経験してるわけですから、我々。やっぱり入る上で、こんな全然経費見積もられてない。それで安く出しといて入ったと。ほんなら、先ほど言いました5年ごとの見直しで上がっていくということが起き得ないんですかと。このことについて、少なくとも大滝ダムの、あるいは室生ダムの堆積土砂の問題、これ最初の財政シミュレーション、この金額の中にちゃんと含まれて計算されているのか。これについてお聞きします。

**藤井本委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず水道料金の決定の在り方というところ、委員ご指摘の8ページになりますけれども、供給単価の下の表、料金水準（供給単価）と書かれた部分の説明ですけれども、5年間の総括原価方式であると。その総括原価方式と申しますのが、営業費用ですね。営業費用というのは人件費、薬品費などから給水収益以外の事業運営に伴う関連収入を除いたのを営業費用と言います。それにプラスして資本費用を足しますと。資本費用というのは支払利息と資産維持費となっております。この資産維持費と申しますのが、委員お述べになりましたとおり、物価上昇によります減価償却の不足分ですとか、施工環境の悪化による工事費の増大等に対応するために、実体資産を維持するがごとく、そのサービスを継続していくために参入が認められるものとなっております、いわゆる資本報酬とも呼ばれますけれども、ぶっちゃけもうけの部分がこの資産維持費という考え方です。

それを5年間のというところでやりますので、例えば、4ページにお戻りください。県の場合は、その料金値上げの時期には原価とほぼ原価の直近上をいくような数字になってますので、5年間の一番底の部分を取るといいますか、マイナスには絶対ならないところで取りますので、5年間というスパンで見直すとこういう形になりますし、実際、水道料金算定要領といいますか、日本水道協会から出ておりますけれども、3年から5年の料金見直しが望ましいというところで最長の5年を取っておるものと思われまます。

それと、これも4ページですが、本市におけます給水原価と供給単価の差額、一体化に比べてかなり広いものとなっております。例えば、令和36年度の給水原価194円に対し供給単価は233円とかなりの開きがございますけれども、この差がいわゆる先ほど申しました資産維持費に係る部分でございます、今回のこの財政シミュレーションの条件といたしまして、前回と変わった部分がございます。まず、資産維持費を見込むということになったことが1点、それを0.7%以上見込むというところ、それに加えて、資金残高を給水収益の100%を維持することと、令和36年度時点の企業債残高を給水収益の370%以内に抑えるという条件が付加されましたので、当市におきましては、この資産維持費の部分を2%を見込む結果となっておりますので、その部分についてこの原価と単価の差額が生じておるというところでございます。

それと、最後ご指摘のダムの土砂上げの経緯につきましては確認しないと分かりませんので、この場では申し訳ないですけど答弁できません。よろしくお願いします。

**谷原副委員長** これ、下げられないのかいうのを聞いたんですけど、これを。

答弁漏れです。ちょっと答弁が漏れたのであれなんですけど、4ページのところですよね。だから、給水原価が、今おっしゃったように下がったんですよ、計算上は。このグラフで下がったから、前回いただいた分、本当だったら給水原価のところに供給単価が近づくと、ぼーんと値上げをするという仕組みで計算してるんだけど、なぜこれ開いたままにしてるんですかということ聞いたんです。本来やったら、県が最初にシミュレーション、個々の単独のシミュレーションをやるとき、そういう資金ショートを起こした場合に上げるということじゃなかったんじゃないですか。ところが、これだったら資金ショートを起こさなくても上がってるわけですよ。だから、何でこれ再計算して葛城市の単独のシミュレーションについて、給水原価が下がったんだから、当然、その当時の算定と同じように資金ショートを起こしたときに上がるように、つまり県と同じように、ほかの市町村もそうだと思いますけど、これがなぜ再計算されずにこのままのグラフで出てるのかということ聞いてるんです。

**藤井本委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 申し訳ないんですけども、この参考資料1に付けております財政シミュレーション条件というものの2ページをご覧くださいんですけども、これの下から3つ目に資産維持費という項目がございます。これが前回にはございませでした総括原価方式というのを今回採用することによって新たに加えられたものでございまして、この資産維持費につきましては非常に字が細かくて申し訳ないんですけども、その横、これが単独の設定条件になっておりますけども、資産維持費は0.7%を下限といたしまして、下記の条件を満たすよう設定となっております。下記の条件とは、料金算定期間ごとに給水収益の100%以上の資金期末残高をキープすることですね。そしてその下には、企業債残高はうちは3万人以上5万人未満に該当するA5という期分に該当しますけども、これが370%というところで、給水収益の370%以下に企業債残高を抑えるという、こういったことが前回の供給単価の計算と変わってまいりました。前回におきましては、資金ショートをするぎりぎりのところで多分シミュレーションされていたし、結構多額な企業債残高を抱える形にはなっておったと思うんですけども、これによりまして安定した経営ができるというところで、この資産維持費を統合の場合でしたら0.7%でこの条件をクリアできるんですけども、葛城市の場合はこれが2%を見ないとクリアできないというところで、この差が生まれてくるのがそういった条件、前回とは条件の違いによる供給単価を設定したがための開きといいますか、その条件設定にのっとってやった結果こうなっておるというところがございます。

以上です。

**谷原副委員長** じゃあ、もうこれで2回。今、再問を最初しましたので、1回目終わって2回目ということになりますけれども、まず最初に水道料金の決定についてですけど、5年ごとの見直しでやると。葛城市でもやるということで、それはもう本則に従ってやっていくということ

になるんだろうと思います。つまり、葛城市ではなかなかここはもうノータッチになっていくということでしょうけれども、これは葛城市がセグメントになりますよね、セグメント会計。それでもこの部分は変わらないのかどうかいうことを聞きたいんです。先ほどから、これは松林委員のほうからも出ているセグメント会計ですね。つまり、セグメント会計というのは、市としてそれなりに裁量が会計上発生すると思うんですよ。だから、ここの部分についても、この料金の改定についてはない。もうこれについては本則に従って決定されるということになるのか。そうしたら、セグメントを取っててもあまり意味がないということになるんで、ここら辺のところを2つ目に聞きたいんです。

それから、総括原価方式のところなんですけれども、この総括原価方式については、今ありました葛城市は確かにそういうことで、今、条件が変わった個票が出てますけど、ほかの市町村がどうなのか。これ出てないんですよ。私、これずっと気になってまして、ほかの市町村も同じような条件でやっておられるのか、葛城市と。葛城市だけが特別に過大な設備投資、令和7年度以降から毎年5億円見込んでますよね。浄水場2億円、配水管老朽化対策で3億円、5億円ずっと以降毎年見込んでると。これ、かなり厳しいと僕は思ったんです、そのときにね。ほかの市町村もそういう形でこれ出してるのか、このシミュレーションを。これ、個票を出してほしいんですよ。ほかの市町村の個票。もしなかったら、私、県のほうを通じて情報開示請求して取り寄せますけれども、もしそちらで手に入るんやったら、ぜひ各市町村の個票を出してほしいと。これは、葛城市はほんまに大変なんですよ、ほかの市町村と比べて。だから、本当にそこが納得いくような算定式になってるのかどうか。これ、私、いつもずっと長年、前、最初から出たときからちょっと不審に思ってるところなので、ぜひ個票を出していただきたいと、これはお願いできますか。もうこれ、質問します。

それから3番目にお聞きした件ですけれども、資産維持の件につきましては、今の時点で分からないからということで、また後でご答弁お願いしたいんですけれども、そのほかにもこの資産に関わる場所、経費に関わる場所、計上すべきところで、広域水道企業団の計画の中に見込まれてない費用がほかにもあるんじゃないかというふうに私は、今回これ見て思いました。例えば、7ページに、緑ヶ丘浄水場の導水管の複線化を図るというのがありました。つまり、これは防災に対応して緑ヶ丘浄水場から奈良市の全域に供給するわけですから、これが絶たれたら大変だということで、この導水管を複線化するとかこんなところはやっぱりちゃんと見込まれているのかどうか。あと、ほかにもありました市町村のこれまで一般会計から繰り入れてた分をどうするのかというところら辺も、これ関係団体と協議となっているんですよ。一般会計に広域水道企業団が、従来、我が町の水道企業団に一般会計から繰り入れたと。これについては引き続き繰り入れよというふうに基本協定でなっていましたけれど、ここに来て突然、協議となっているんですよ。それはそうですよね。市の一般会計の議決は議会がやるわけですから、それによって変わってくると。だから、ここら辺でまだ県の料金、シミュレーションで上がってるような、シミュレーションに出てますけれど、これもっと上がる可能性があるんじゃないかと思うんですけど、この点についてはどうでしょうか。

藤井本委員長 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。

ただいまのご質問でございますけれども、先ほど来の資産維持費の算定につきましては、全ての市町村が単独でやられる場合のシミュレーションの条件となっておりますので、本市と同じでございます。

**谷原副委員長** だから、個票が出るかどうか。個票を出していただけるかどうか。個票ういか、葛城市のこの表としてのことなんですけど。

**井邑上下水道部長** 委員お求めの個票と申しますのは……。

**谷原副委員長** 4ページのね。

**井邑上下水道部長** 4ページの表でございますか。

**谷原副委員長** 4ページの表、市町村別個票とあるから、これ市町村ごとに個票があるはずなんですよ。だからそれを出していただけるかどうか。

**井邑上下水道部長** それについては、また確認させて、後刻ご返事させていただきたいと思っております。あと何でしたか。

**谷原副委員長** あと、料金決定において……。

**藤井本委員長** セグメントでも従わなあかんのかということ。

**谷原副委員長** セグメントでどの程度できるんやということですよ。

**井邑上下水道部長** セグメント会計での記載が8ページの一番下の囲み、特例というところがございますけれども、ここで改定周期が5年ごととなっておりますので、これを見る限り、本則の改定年と同一かどうかというのは別といたしまして、5年ごとにやりますけれども、その右を見ていただきますと、本則の水準がその5年間で上回る場合には、そのときにまた見直しになるということを書かれておるんだと思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** もう3回目ですけど、今申しましたように、今度11月なんですね。最終的にいろんな細かいところの数字とかあわせて最終的に葛城市だっているいろいろ詰めていただくところがあるし、ほかの市町村も詰めて11月に出て、その間スケジュールを見るとその間の報告が何もないというふうなことなので、やっぱりその期間に我々しっかりと議論もしていかなければいけないと思うんですけども、今申しましたように、やっぱり数字がいろいろ動くところがあると思うんですが、動かないところもあるんですよ。それは、今言いました水道料金の決定の仕方です。それから、葛城市と奈良市、大淀町は5年ごとに上がっていくようになるだろうけれど、ほかの市町村はそうでないと。この市町村格差が相変わらずあるという問題ですね。こんなことはまだまだ解決できてない問題だと思うんです。先ほどから何度も出るように、入るんだったらもっと葛城市は有利な強い態度でいったらどうやというふうな声もあったりするわけですけども、この点についてまだ期間がある中で、私としては、私は入らないほうがいいと思ってるんですけど、それはちゃんと単独でできること、これはこれできちっと詰めていかなあかん話ですけども、それはそれなりに、本当にもっと葛城市の利益になるのかどうかいうところまできちっとこれは詰めていっていただきたいなと思いま

す。

以上です。

**藤井本委員長** 会議開会してから2時間以上経ちましたので、ここで休憩をいたします。再開を午後4時25分とします。休憩いたします。

休 憩 午後4時06分

再 開 午後4時25分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問ございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** そしたら、今まで葛城市がこれに参加したらいいかどうかという議論だけだったんですけど、私、もうちょっと見方を変えて、参加するかしないかの1つの選択の判断として、現状のその統合案のところでそれが妥当かどうかという議論がなかったように思うんで、そのこの質問をしたいと思います。これをまず1つ聞きたいんですけども、統合案のところ、これ6ページ、7ページのところに書かれてることなんですけども、まず浄水場が減ることの前提として将来的な人口減があるということなんですけど、そのシミュレーションの結果というのは出てなかったと思うんで、それをまず資料があるのかどうかという、あったらその見通しというのを。だから、いきなりこだけ減らして大丈夫かなというところがちょっと気になるんです。特にその存続のところ、新たに布目ダムのところから管路の布設新設と書いてるんですけども、それにもかかわらずこの緑ヶ丘浄水場の処理能力は変わってないんですよ。これイコール、もしかしたら木津浄水場が廃止になる分がそのまま乗ってくるのかなという気もしますけども、そしたらそこだけ二重化することなんですけど、ほかのところは複線化というか二重化しなくても大丈夫なんですかね。これがまず1つですね。

あと、もしも葛城市がこれに参加しない場合、御所浄水場から供給されてるこの管路を見ると、葛城市を経由して大和高田市、広陵町、香芝市、王寺町、ここに水が行かなくなるんですよ。そういう話は出てきてないということは、葛城市はもう絶対にここ入るもんやと向こうは思ってこの計画してるんじゃないですかね。そのこのところ、どうなってるんかというのをちょっとお聞きしたいんです。そうしないと、いや、統合しませんと言っても、県はそしたら、いや、これはもう葛城市が参加するのを前提でこれつくってるから、そんなん言われても困るわとなりませんか。そこをちょっとお聞かせください。

**藤井本委員長** 2点。福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

6ページの浄水場の段階的統合(案)のイメージの中で、統合後、緑ヶ丘浄水場、それから御所浄水場、それから桜井浄水場、この3つの浄水場が企業団として使う浄水場になってますけども、この案につきましては、申し訳ございませんけども、施設整備部会のほうで内容を決められておりますので、詳細な内容については現段階では分かっておりません。申し訳ございません。

それからあともう1点が、御所浄水場で赤で書いてありますけども、例えば葛城市が単独



でいった場合でも、御所浄水場から県水は今後単独でいった場合でも県水受水は続きますので、そういう形で御所浄水場が幹線として、青色が幹線として受水しますので、うちの3つの受配水池、平岡とそれから寺口受配水池と、それから竹内受配水池に事業統合後すぐには県水が入る、統合後そういう形になって示されていると思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** まずこういうところというのは、どこの浄水場を残すかというところは施設のほうの部会なんで分からないということやけども、やっぱりこういう会議を検討してくれというんやったら、統合について全ての資料を情報を出してもらわないと、我々にも判断できないんですよ。そこはちょっと用意してもらえますか。さっき言ったように、人口動態はこうやから、こういうふうな浄水場の数になりますというその根拠を示さないと、我々これがいいかどうか判断できない。だから、今言ってるように、葛城市単独でいくか統合したほうがいいか。統合するにしても、これがその統合案が妥当かどうかという判断を我々もしないといけないんで、その情報が足りないと思います。それ、また今後お願いしたいと思います。

それともう一つ、管路はこのままなんで、仮に葛城市が参加しないとしても、その北のほうの市町のほうには県水は流れていくということですよ。そうやってきたときに、それはそれでいいんですけども、この統合の目的の一つとしてバックアップの体制をうたってはるじゃないですか。こんだけ浄水場の拠点を減らして行って大丈夫なんかなという気はするんです。そのサポートというか、そのバックアップの中に給水車というのが確か入ってたと思うんです。7ページですか。給水車両は2立方メートルの給水車が30台と、これで賄えるんですかね、本当に何かあったときというのは。そこもちょっと、この数字が給水車両で賄えるという妥当性というか信憑性というのはその根拠が示されてないんで、このバックアップ機能の確保とかいうことに関しても本当にこれで大丈夫なんかなと思ってしまうんですよ。実際、蓋開けたら、いや、こんなん足りませんから、新たにこの車両の導入が必要やからお金要りますねんとかならへんのかと。やっぱりその辺りのところまで含めて、統合するんやったら統合するで、その全ての根拠が妥当かどうかという資料をお願いできますか。出せますか、その辺は。

**藤井本委員長** その部会が違うということで、今、答えられないということでっしゃろう。そやけど、その部会の資料を出せますでしょうか。

福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

私は今、財政運営部会なんで把握していますけど、ほかの残りの4つの部会につきましては定期的に会議をされております。ただ、直近の会議とかの案内自体がまだ出てきてない。年末に、部会が始まったときから半年間分のデータは送られてきたんですけど、それ以降のデータが結局まだ送られてきてない状況ですので、今この案が出た時点の、要するに会議録とかがまだ現段階では送られてない状況ですので、それを改めてなるべく早く各部会の会議録を送っていただくように県に問いかけしていきたいと思いますので、ご了承のほうお願い

したいと思います。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** ほかの市町村と違って、葛城市は本当に検討する項目がいっぱいあると思うんですよ。だから、ほかと同じ、出てないからいいんじゃないかと、その全てのデータが、資料が必要かどうかとも我々も見てみないことには分かりませんので、できるだけデータも過去に1回でも送られてるんやったら、それも1回見せてほしいです。そうしないと、統合に当たって、こちらのほうが参加したほうが良いというような判断の根拠が1つでも多いほうが、最終どっちが良いかという検討のほうのそれに資することができますので、その辺お願いしておきます。

**藤井本委員長** ほかに。

増田委員。

**増田委員** 私、長い間いろいろと何回も議論を重ねて、ちょっと元へ戻ったんですけども、これ企業団を統合するしないというふうなお話を、誰に対して訴えてんのかなど。今は市議会議員が入るか入らまいかというお話なんですけども、この企業団として対象となる市民の方に、こういうことをやってますというようなアピールというのはやられてないように思うんです。一番大事なことは、行政もそれは大事ですよ。悪く言うと、行政は水道事業、この苦勞してた水道事業、県がやってくれんねんという立場の人も、企業団も、もしかしたらおるかもわからん。ところが、最終的にそれを利用する方というのは一人一人の市民なんです。市民に対して、企業団が表現どういうたらええんかな、汁の立つような話と申しますか、ああ、そんな水道水が供給されるんなら入るべきでしょうというふうなPRの仕方とか、私はあつてしかなるべきやと思うんです。極端なことを言うと、私もJAに勤めてたときに、吉野川分水、この奈良県のお米を売るのに吉野川の水を使って奈良県中のお米を作ってるんですよと言って、消費者の方にその配水管の入ってる田んぼを見ていただいて、ああ、それで奈良県のお米がおいしいんだと、こういうふうに感銘を受けた記憶がございます。

現在進めておられるこの区域の水道事業も、非常に水のきれいな吉野であったり、それから室生、東部山間の水を直接平たん部にパイプラインで引き込んで、おいしい水を奈良県民全体に供給しようというPRをすればできると思うんですけど、そういうキャッチフレーズと申しますか、アピールが少ないなど。逆に言うと、なぜそういう利点と申しますか、この事業としてのメリットのところそういうものをもっともっと前進、前に出していただいて、市民の方々が、それなら統合しましょうよというようなお話になるのであれば、こういうお話も非常に前向きに進みやすいのかなというふう思うんです。これを、会合があれば、市長、またそういうようなことも市民のほうから期待もされてますというふうなことも言っていただいたらなど。

その中の1つとして、安全性やと思うんです。以前にアンケートを取られて、安全性、水のその食味の試験もやっただと。葛城市の上水道との比較をしても、もうほとんど変わらない数値やというふうなお話もされました。私、葛城市の水を原水の位置を見ますと、ほぼほぼ家庭の家の建ってるさらに上流のところ取り水されてるということで、非常に原水としてはきれいな水を安定供給できてんのかなど。そういうふうな安全性のアピールも県の室生

ダム、安全ですよと、大迫ダムは安全ですよと、津風呂ダムも安全ですよというふうなことがはっきりと市民の方に訴えられることができるのかということもちょっとご確認をいただきたい。そうであれば、そういうものももっともっと前へ出していただいて、PRするのであればPRするというふうな動きがないと、こういう数字的な無機質的な資料では、議論もなかなか膠着するのかなというふうな気がいたします。

もう一つは、以前にもお話をしましたが、私ら水道事業として外見的には理解できるんですけども、専門的な知識で、一体この葛城市の水道事業というのが理想的なものなのか、いやいやこれはもう将来的に云々というふうな評価を得られんのかということをお聞きしたいなということを、前回の協議会でお願ひしたと思うんです。それ、まだ回答いただいてないし、そういう相談していただくコンサルタントなり、専門的な知識をお持ちの大学の先生等を当たっていただいて評価していただくというもの、前へ行くんか行かないのかという評価の判断基準の一つになんのかなというふうに感じてますんで、そこんところもよろしくお願ひしたい。

それから3つ目は、これはあんまり関係ないんですけども、もうほぼ現段階で、葛城市は依存度25%、御所市はほぼほぼ100%に近い数字なんかだと。大和高田市はどのぐらい、これ市町村別に現状の依存度はどのぐらいあんのか、分かれば教えていただきたいなど。まずその辺が一つの現状の、各市町村の依存度によってシミュレートは大方この事業団としてはされてんの違うかなというふうに思うんです。それ、分かりますかね、部長、現状の依存度。課長、お願ひいたします。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいま増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

県28市町村、大和郡山市含んだ形の県の依存度ですけども、御所市、それから桜井市、橿原市とかは、もう県水転換の方向で100%県水転換が進んでいると聞いております。あと、ご存じかどうか分かりませんが、磯城郡3町につきましては、今年の4月1日から県水100%の企業団、3団体の一部事務組合ということで、4月1日から新たに水道事業を挙げられます。浄水場を今持つ自治体におきましては、北から奈良市、それから天理市、それから生駒市、それから大和郡山市、あとうち葛城市です。あと南へ行って、事業統合の中で要するに五條市と、それから吉野町、それから下市町、大淀町、ここが浄水場を持っておられますけども、自己水が100%ということなので、事業統合してこの浄水場は残る形になっております。ということは、県水でやってるのは主にここは4市と葛城市だけと認識。あと、桜井市は実際、転換されてるかどうかは分かりませんが、そういう話は聞いております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** 今お聞かせ願ったら、大体、現状依存度の高いところを、1つのそういう市町村が前向きにこの事業、もう後に引けないような状況やなというふうな感じもいたしますし、あとそれ以外の市町村がどう判断するかというふうな状況なんかというのをちょっとイメージを持ったんですけども、先に質問したコンサルタントの専門的な知識のご対応と、先ほど申し上げ

げたようないろんな県域水道に、こういう事業ですよというふうなチラシなり消費者向けのパンフレット等を作られたらいかかなというふうな感じがするんですけども、そういうお話し合いといいますか、ご意見というのは会合等でないのでしょうか。またご提案等していただくような機会ありましたらお願いしたいんですけども。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

協議会とかの各部会の中で、その県域水道一体化のアピールいう会議いうよりも、今は事業統合なり協議を進めている状況ですので、そういった一体化についての告知いうか、ホームページは各自治体載っておりますけど、事務局からのそういった形の類似体は協議会の中では話は出ておりません。

以上でございます。

**藤井本委員長** それと、専門家の葛城市の現在の水道事業をどのように評価しているかというような、相談とかしたのかという。

**福森水道課長** 水道課、福森です。

一応、先ほど話の中で、いろんな形で専門家と相談というのは、平成30年度には経営戦略策定いう形で、もちろん業者のほうという形でさせてもらってますけども、現段階ではまだコンサルタントと協議いうか、そういう形では現在のところしておりません。

以上でございます。

**藤井本委員長** 増田委員。

**増田委員** お考えあるかないかぐらいは市長にお聞きしたかったんですけども、先ほども申し上げましたように、今日も傍聴の方来ていただいています。非常に市民の方、関心をお持ちでございます。今日ご出席いただいて、この資料をいろいろ見ていただいて、私らも聞かせていただいて、これが市民の方1人ずつに当事者に利用者の方に説明できる資料なんかといったら、ちょっと難いなど。もう少し利用者に向けての理解を求めるといいますか、そういうふうな資料づくりも今後必要になってくるん違うかなと。最終的なご判断いただく準備というのも、その中にそういう資料も必要になってくるん違うかなというふうに感じてますんで、市民向けの資料もご検討いただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

**藤井本委員長** ほかに。

杉本委員。

**杉本委員** 14ページ、先ほどの若干続きになると思うんですけども、この資料等々に書いてある数字、この令和三十何年の話とかとあって、ほんまにそれが葛城市のためにそうできんのかと。これは仮の話で、この企業団に入ったとしたその後ですよ。ちゃんとこの資料とかで、委員会で説明されたこととか約束事とかというのを、ちゃんと遂行してもらわなあかんわけじゃないですか、例えばね。それをちゃんと葛城市の声をこの企業団に届けていただけるのかという意味で質問させていただきます。

この14ページのその上の設立後当分の間は、構成団体からの派遣も当分の間と、ちょっと意味分かんないんですけど、当分は人によって感覚が、これどれぐらいの間のことを言って

はんのか、何でこんなここだけ曖昧なんか、1つ。

もう一つが、その下のイメージ図なんですけども、設立した後はこの図のような組織図でいくということやと思うんですけども、この右側の企業団議会であったり監査委員であったり運営協議会であったりとあると思うんです。左側には企業団の本体というんですかが、こういうイメージで行きますとなってると思うんですけども、葛城市はどういった人がどこに入れるもんなんです。そんなところは全然話進んでないですかね。この、地方自治法第252条の17の規定というのもよう分かんないんで、その辺、この設立した後、葛城市としてはどこに誰が、簡単に言ったら、今、例えば明日もうこれ決まったとしたら、どこの位置に誰が行くんですか、葛城市としては。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

設立当初の企業団組織図イメージですけど、これは今、香川県のほうで事業統合されてきて、今はそれぞれの自治体のセグメント会計が進んでますけど、それを参考にされた形のイメージで描かれてます。葛城市が関わると言われたのは企業団議会、事業統合に参加した場合には企業団議会、これはいわゆる各自治体から1名ずつ議会議員が出ていただいて、例えばさっきお話があったように水道料金の値上げとか、もちろん予算、決算をこの企業団議会で決めるということになっております。

市の職員ですけども、事業統合後につきましては、今ある各自治体の事務所で配置になる予定になっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 具体的に教えてほしいんですよ、単純にね。今、例えば企業団議会は1名の議員が行くんでしょう。この議会の中から1人行くわけじゃないですか。いつも決めてるやつみたいな感じで1人行くんでしょう。それは分かるんです。具体的に聞きたいんです。この監査委員はその中から選ぶんですか、議会の中で。運営協議会は誰がどう決めるんですか。例えばこの企業長は誰がなるんですか。副企業長、企業団本部といっぱいあるじゃないですか。葛城市はどこに食い込めんのかという話なんです。議員の選出でこの議会の中から1人行ったら、多分もうわあわあ言うてきます。日頃、1年に1回か2回でしょう、そんな企業団の議会は。日頃の企業団の本体のところは葛城市の職員であったり誰であって、どの人がどのポジションに行くのか。ほんで企業長を決めんのはどうやって決めるのかというところなんですよ。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、当分の間という形ですけど、これもあくまで案なんで、当分の間がいつからいつまでというのは決まっておりません。

あと、こういう企業長とか各企業団本部とかにつきましても、これもあくまで案で、さっき説明させていただいたように、香川県のイメージ図なんで、これをどこに、各事業統合に参加された自治体がここにどう行くとか、もう全く決まってません。これは、あくまで案を

こういう形がイメージとして提案されただけの状況でございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** その案であったらいいんですけども、この企業長であったり副企業長であったりというのを、要するにこの企業団は誰がどういう体制で運営するのか、誰が運営する権利があるのかとか、どうやって決めていくのかというのは、まだ全然話できてないということですか、今のお話やったら。それ結構重要じゃないですか。その企業団の長と副とという決め方とか、香川県のどこか分かんないですけど参考にと、その参考の例を言ってくれたらええんですけど、それ分かんないんですか。イメージだけでどういう決め方してるとか、誰が運営してるとか。例えば今の香川県の企業団、こういう選出でされてこういう方がやってますとかという例とかは分かんないんですか。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 香川県につきましては、今、セグメントなんで、企業長、企業団とかは問い合わせるなり調べないと、現在どうなってるのかというのは手元の資料で持っておりません。

イメージ図、これにつきましては、多分あくまで推測で申し訳ないですけども、事業統合した時点である程度の骨格が決まってくるかなと。ある程度のイメージ図。それから、11月までの基本計画の中でこういう決める内容を示してくるのかなと思いますが、現段階ではどこまでの内容を11月の参加、不参加の示す案として、基本計画案の中にこの内容がどこまで示されるかも現段階で分かっておりませんので、そういう形でお願いしたいと思います。

**藤井本委員長** 分かってないということですよ。

杉本委員。

**杉本委員** ほんなら意見というか、分かってないじゃなくて、今の段階では案なんで、今から決めていくというんですけども、そこもかなり重要やと思うんです。これ、皆さん、今多分、副委員長もさっきおっしゃったみたいに、これ合うてんのか、これでいけんのか、ほんまにこうなっていくの葛城市というのを、締結のときの書類で出てくるんやろうけども、僕らが見るのはここじゃないですか、今は。これどおりになんの、ちゃんと運営してただけんのというところもきっちり、それもう今分からんであれば、次の会議までに調べていって、どこまで葛城市が有益に行けるか、職員がどこに当てはまっていくのか、例えばこの議会の中でもどういうもんがあるのかとかいうふうに体制を知って、例えば今、香川県のところやったらこうやというのを説明できるようにしやんかったら。ほんで最後もう1個何が言いたいかわいたら、ここ1つ取っても僕はこう疑問に思うわけじゃないですか。こういうことを何か、今、分かりませんねんとかいって、あと1年後にというふうに考えたら、何か時間ないような気がするんで、今日の皆さんの質問も結構核心突いた質問あると思うんです。例えばこの企業団の企業長は誰がなんねんと、誰かなるんじゃないですかじゃなくて、むちゃくちゃ重要なことやと思うんですよ、これ運営していく上でね。そこの下部組織というの、役割とかというの、ちゃんと香川県の例をやって、今こういう動きですと説明していただかないと、このページ1つ取ったとしても、さっきの6個のエリアの拠点の話にしても、ど

こでつくるか分かりまへんねんじゃなくて、葛城市に近いほうがいいに決まってるじゃないのという話じゃないですか。だから、それをどういうふうに持っていかかというのはこれからの課題やと思うんですよ。団体に入ってしもうた、企業団に入ったら入ったで、その後のほうがもっと僕は大事やと思うんですよ。ちゃんとこれどおりできんのかという話です。僕らが一生懸命決めて一生懸命揉んで、もし仮に企業団に入りました。でも、何か言うてること全然違うやんけ、今、増田委員おっしゃったみたいに、ちゃんと説明してこれどおりにやっていかなあかんという義務も我々にはあるわけなんで、これやったはええけどむちゃくちゃやんとなったら話になんないですよ。だから、その後のこともしっかり考えて、ここのイメージ図に関してもちゃんと答弁できるよう、そして会議でも葛城市ができるだけ有利な、先ほども何回も言いましたけど、ここはもう強気で行ってええと思うんですけどね。そういうのもちゃんとこうやって決めていこうぜみたいな発言。ほんで、この企業団の議会はうちでも1人議会に行けるんで、それはちゃんとした議員が行ってくれると思うんですけども、ちゃんと職員の人々が日々ちゃんと運営に携われるように、できるだけ要望してきてほしいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** 要望ということでお願いいたします。

ほかにございますか。

奥本委員。

**奥本委員** 最後に1点だけ。12ページのところなんですけども、構造的要因を抱える市町村への対応(案)というところで、6つの自治体が丸打って、該当自治体というふうに書いてます。そこは、言ってみれば料金値上げに限界があるため、やむを得ず一般会計から繰入れしている市町村が存在すると。こういうところは、逆に葛城市が上がるのに対してセグメント会計でと言ったけども、逆にこういうところほど負担を、セグメント会計の逆の理屈で、一緒になったらちょっとお前のところ多めに出してくれよという理屈もあるんかなと思うけど、そんな意見は出てないんですかね。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

私、さっき説明させていただいたのは、財政運営部会の中でこういう話は事前にこの前の協議会と幹事会の前に話が出てたときに、ほかの部会委員からも、ちょっとこれはどうかという意見は出てましたんで、ただ、あと事務局側で判断されてこの資料を作成したということとは報告で聞いております。

以上でございます。

**藤井本委員長** そういう話は出てたというだけで終わってんねんけど、それ以上のを聞きたいわけですよ。

**福森水道課長** 出てて、部会のほうではそれはいかなもんかいう話は出てたんですけども、県の事務局のほうでは、一応もう案ということなんで一応今回の資料には載せる方向でいうことでお話は聞いております。

以上でございます。

**藤井本委員長** 意見には出てたけど、この資料には反映されてないと。反映というか、何もそこにはそれで影響されてないということですね。

**福森水道課長** はい。

**藤井本委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 当然、意見はそういうのが出ると思いますけども、やっぱりそれをもうチャラにしてしまつたら、その自治体は助かるわけなんです。一般財源から出さんでええからね。やっぱりその辺、葛城市とか比べても、すごい差があつて不公平という意見が出て当然やと思いますわ。逆にそういうところも反映した統合案とかやつたらある程度理解も進むんやけども、もうこれやつたら一方的にこの葛城市、大淀町がもう狙い撃ちとかいうかになってしまつてるところがなかなか理解を得られへんところかなと。やっぱり全県的にそういうふうに進めていくに当たっては、双方やっぱり歩み寄れる妥協点という議論のところが必要なと思うんですけど、そこを進めていってもらえるように話しすべきじゃないかと思うんで、ここはもうそういう要望ですわ、これは。お願いしておきます。

**藤井本委員長** ほかに。

柴田委員。

**柴田委員** 1つ私、増田委員のほうからおいしいお水という話があつたと思うんですけども、企業団に参加して施設が統合されて、御所浄水場から県水が来るということなんですけど、ちょっと聞いた話では浄水場に近い地域のほうがカルキ臭が強いとかということ聞いたことがあつて、今、県水一本でされてる市町村もあると思うんですけど、そういったお話は協議会とかでも出たことはありますかというのが1点と、それから先ほど私が質問した、災害時に統合した後に御所浄水場で何かあつた場合、私たちの水、自己水源がないということで何も確保できないということだったんですけども、1つでも残せるような方向でお話は持っていけないのかなというのが2点目です。その2点お願いします。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの柴田委員のご質問にお答えさせていただきます。

水質の件につきましても、申し訳ないですけども、こちらのほうも施設整備部会の中に水質部会がありまして、そちらのほうで今後の事業統合に向けての安定した水質の供給ということで、いろんな形で協議をされていますので、何回も同じ答弁で申し訳ないですけども、今のところ内容的には把握してないのが現状でございます。申し訳ございません。

あと、質問としては浄水場を1つですけども、企業団に参加した場合でも浄水場自体はもう廃止が前提となっておりますので、各あと残りの配水池自体は県から入った水をそのまま送るんで配水池は残りますけども、浄水場自体は企業団の費用対効果含めて廃止がもう前提、企業団がする場合には廃止が前提となっておりますので、参加した場合でもそれを残すことは多分できないことになってると思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** 柴田委員。



**柴田委員** ありがとうございます。水質に関しては、そういった声が他市から上がってるということ  
をちょっとお聞きしてますので、もしできるのであれば確認していただきたいなというふう  
にも思います。

あと、残せないということなんですけれども、何らかの形でやはり私たち自己水源という  
ものを、統合した後でもどこかに設置できないかなという希望はありますので、一応その要  
望だけお伝えしておきます。

**藤井本委員長** 要望だけでいいですか。

**柴田委員** はい。

**藤井本委員長** ほかに。

谷原副委員長。

**谷原副委員長** また3つほどお聞きしたいんですけど、今日我々初めてこれだけ分厚い、また眼鏡も  
かけてもなかなか見えにくい細かい資料をいただいて、なかなか今この段階でいろいろ質問  
するんも大変苦しいところがあるんですけども、また引き続き委員会は先もあると思いま  
すので、ぜひまたお答えをできるところはしていただきたいと思うんですが、まず1点目  
ですけど、2ページのところです。葛城市が単独でやるにしても入るにしても、配水管の布  
設替えはやっていかなければいけないと思うんです。それがどの程度広域化に入るメリッ  
トがあるのか、その点についてお聞きしたいんですが、右の表がありますね、上の段にね。建  
設改良費の内訳として、経年施設の施設整備費、2ページのところですけども、ここは30年  
間で令和7年度から令和36年度まで5,078億円、この内訳ですね。主には浄水場の整備とか  
導水管とかああいう管路の整備が入ると思うんですが、ここでいわゆる配水管、地域に張り  
巡らされてる配水管からの各ご家庭に水を届けるために、いわゆる全国で老朽化問題が問題  
になってますが、これが幾らぐらい見込んでおられるのかということをお伺いした  
いと思います。

2つ目は、これは10ページになりますけども、地元対応というか、地元でのいろんな、水  
道事業者もたくさんいらっしゃるわけです。それがこの企業団に入ることによってどうなるのかと  
いうことで、10ページのところに加入金とか工事負担金、手数料、開発負担金、分担金、減  
免というふうにあります。現在は葛城市ではこうなってるよと。でも、広域化の中で、ここ  
にある加入金については企業団ではこうしますとあるので、現在の葛城市と広域水道企業団  
の間の違いがどこにあるのか。あるのかないのか。これについて、1、2、3、4、5、6  
とあります。例えば加入金なんかは、「新規の水道利用者と現水道利用者との負担の公平を  
図る目的から、水道施設の更新・整備の財源の一部に充てるため、給水装置の新設、増径工  
事の実施に際し、当該工事申込者より徴収する」とあります。今、葛城市でどの程度徴収し  
てて、これが企業団へ行ったらこれが変わるのかどうか。ここも水道料金以外に地元負担と  
して発生するかどうかということがありますので、このことをどうなのかということをお聞き  
します。

それから11ページになりますけれども、これは資産等の引継ぎのところでもありますけれども、  
ここで一覧表、資産区分の主なものということで、「1、水道事業の用に供している固

定資産については企業団に引き継ぐ」とあるんですね。その場合、葛城市の浄水場も企業団に入れば、これは企業団のものになって、何年か先にこれは除却いうか廃止になります。その後の土地とか、それはもう当然、これは県のものになっていくんでしょうか。この所有者、所有権の問題ですね。だから、そこがどうなるのかというこの3点、お聞かせください。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

2 ページの事業費で、経年施設の施設整備費ということで、30年間で5,078億円上がってます。これにつきましては、まず管路の更新につきましては、各事業体からの費用を積み上げた分プラス、各事業体が持っている配水池、これが例えば耐震化とか建替えとか、それからもちろん共同いうか、片一方を廃止して片一方に供給するとかいう費用が経年施設の整備費を各事業体からと、それから一体化で新たに、経年施設ということだから、各事業体が持っている配水池と管路更新の事業費用を積み上げた分が30年間で5,078億円という形で上げられております。

**谷原副委員長** 内訳が聞きたいんです、内訳。

**福森水道課長** 内訳につきましては、これはあくまで県の事務局で積み上げたやつを出しておりますので、内訳自体は把握しておりません。

それから続きまして10ページです。10ページの(3) 加入金・工事負担金・手数料等ですけども、まず葛城市は住民の方、また業者の方からいただいているのは、1番の加入金、それから手数料、それからあとは水道料金に伴う減免。これ、1番と3番は業者なり住民の方からいただいている分。減免につきましては、これは漏水に伴う減免ということで、うち葛城市も漏水減免ということで、一定の基準に達してれば、住民の方に減免分を還付しているということで、1番、3番、6番につきましては葛城市で行っております。残りの2番と4番と5番につきましては、現在のところ徴収はいたしておりません。

続きまして11ページの浄水場の跡地につきましても、これもすべて企業団に引き継ぐとなっておりますので、土地のほうも引き継ぐとなっておりますけども、廃止した場合に引き継ぐとなっております。ただ、廃止した場合の土地については、現在のところまだそれは確認はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原副委員長** 経年施設の施設整備費については、それぞれの地方自治体、それは27市町村の事業所の積み上げだと。積み上げでこれぐらい出してシミュレーションしてるわけですね。だから、私、最初に言ったように、本当に各市町村がどんな事業計画を出してるのか個票を出してくださいと言ったんですけれども、これちゃんと確かめない限り、これもうほんまに言い値みたいな金額ですわね。各自治体から、それは信用して出してあると思うんですけど、問題は管路の特に配水管がどの程度あるかなんですよ。葛城市が水道料金で非常に負担が増えるということもあるし、ましてや統合された場合、葛城市の配水管の要は法定耐用年数を超えた分の比率は10%ないですよ。だから非常に更新されてるわけですよ。ところが、奈良市な

んか3割老朽管あるんですよ。あの広いところで3割ですよ。私、計算したら、葛城市全域を替えてもまだ足りないぐらいの老朽管のあれがあるわけですね。だから、これ5,078億円の中で、葛城市がどの程度統合したときにメリットがあるのかということは大変気になってるので、2つの質問なんですけど、これ実は国のほうから出るようになってますよね。下のEのところ、2ページのところのEの交付金が、運営基盤強化等ということで146億円。これについてはどこかにありましたね。これは管路とか、今ある施設を更新するためにこの146億円が使われるということですよ。これでほかに書いてあったから確かにそうだと思うんですけども、これについては管路全体の費用が分からないと146億円の効果がどれぐらいか分からないんですよ。なおかつここを質問したいんですけど、葛城市は管路をこれから更新していくときに、最初におっしゃったように、実績値でやっていきますよ、それは保証しますよというふうにあるとありました。私、これ大きな表、この大きな財政シミュレーションを葛城市が出した表を見ますと、令和7年度から管路更新については3億円になってるんですよ。細かいから非常に見にくいんですけども、葛城市の財政シミュレーションのところ。ところが、今、3億円も実績値として積んでるんですか。このことを質問したいんです。つまり実績値を見てもらうといっても、この3億円で料金シミュレーションも出てるわけですよ、葛城市はね。それを見込んでこの供給単価も上げてなっていくということになってるんですけど、でも実際に見てもらえるのは、これまでの実績が3億円もなかったら過大な料金のための試算というふうな感じがするので、これちょっとお聞きしたいんです。つまり実績値がどれぐらいあるのかと。それを見合うというだけですから、ほんまに3億円見てくれるのかということがありますので、このことについてお聞きします。

それからもう一つですけど、地元の水利組合の件です。これは最初に質問があったと思うんですけど、11ページのところですね。これも先ほど開いてもらった、要は企業団に何を引き継ぐかということですよ、この負債ということで地元水利組合等との契約債務ということで、水利権とか原水取水費ということがあります。これもうちちょっと詳しく聞きたいんですけども、これ質問あったところですけど、要は企業団に入ったら、しばらくの間は浄水場もあってセグメント会計で葛城市は単独で自己水源を使いながら水を使っていますよね。その間はきっとこれは葛城市は企業団に入っているわけだから、当然これはお金も払ってもらえると。ところが、もう自分ところで自己で取水しなくなった、なおかつ浄水場も廃止してしまったと。そしたら、もう地元に対するこの部分はもうなしと、引き継がれないとなるのか。それとも長年、水利費として供給してたということもあって、これは地元のほうにもこの債権が引き継がれるのか。そこがよく分からなかったんで教えてください。

**藤井本委員長** 福森課長。

**福森水道課長** まず管路の更新につきましてですけども、参考資料の3に更新実績で直近5年間いうことで上げさせていただいています。この管路更新につきましては、あくまで老朽化に伴う分だけの更新費用として上げさせていただいています。全体としては平均したら1億円ちょっとしかありませんけども、この間に、ご存じか分かりませんが、平成28年の大規模断水に伴ってバイパス管、5年間これを新設工事をしてますんで、その経費は入ってませんので、

更新工事としては平均は1億円ですけれども、バイパス管を含めた舗装工事も含めた形でしたら、年間約2億円までの大体1億8,000万円から9,000万円の舗装工事を含めた形の配水管の工事はしております。令和3年度以降につきましては、新設工事、バイパスの新設工事が今年度で終わる予定ですので、令和3年度以降につきましては、老朽化している配水管の工事を中心に、今後、今の新設工事から上乘せして、なるべく2億円前後費用をかけて更新していきたいと思います。先ほど谷原委員が更新費用が3億円とおっしゃっていただいたと思いますが、更新3億円自体は浄水場の更新が毎年3億円、配水管の更新工事が2億円となっておりますので、それに近い形で工事は進めていく予定にしております。

それからもう1点が、資産の引継ぎで負債のところ、地元水利組合との契約債務ですけれども、これにつきましても資産の引継ぎで、これも何遍も同じ答弁で申し訳ないけれども、案として県の事務局から示された案となっておりますので、具体的な中身はそこへ書いてあるとおり、個別に検討協議という案でもう示される状況になりますので、これももう同じ答弁で申し訳ないですけれども、内容については今後また検討いう形でなると思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原副委員長** 最後になりますけど、最後のところと言えば、これは地元の方も大変感心のあるところだし、結局、これ詰まらないまま11月を迎えるのか、そこまで詰まるのかどうか。これちゃんと詰めていただかないと、これも大変地域の方々にとって大きな問題ですので、これはちゃんと詰めていただきたい。入ってからの協議やというふうなことになるならば、もう手足をもちがれたようなことになりますから、ぜひお願いしたいと思います。

それから、水道施設ですけれど、所有件の問題ですよ。これについても、廃止した後、あれだけ広大なもんが幾つか残るわけです、少なくとも3か所。これ、県の施設、企業団の施設ということになるわけですね。私、これでいいのかなと。本当にこの財産、葛城市が失っていいのかなというふうな思いもあります。これについても、葛城市にとっては決して有利なものじゃないなど。屋敷山公園のところにある施設などは市が受け取ればそれなりに利用もしやすいところだろうと思うんですけども、このことについてまた考えていただけたらというふうに思います。

それから管路の更新については、これまでも大体2億円ぐらい平均してやってきてるということだから、その分は見合いとしてやっていっていただけると。これはよく分かりました。

**藤井本委員長** ほかに。

白熱した議論をいただきました。ありがとうございます。

では、次に進みたいと思います。今の2月17日の協議会の資料についての質問はこれで終わらせていただきます。

次に、先月1月17日に開催いたしました本委員会の協議会において、委員の皆様方からいただいた質問等について、回答について理事者側より報告をお願いいたします。先月分のお聞きして次回にお答えすると言うた分ですね。その分をお願いいたします。

福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。それでは、前回、協議会の中で各委員から質問のあった回答と、及び資料の内容について説明をさせていただきます。

まず松林委員からで、平成30年度以降の財政シミュレーションについてとお聞きしています。財政シミュレーションにつきましては、今回、参考資料1で付けさせていただいている、これが財政シミュレーションの最新の資料となっておりますので、詳細な内容については割愛をさせていただきます。

それから柴田委員からのご質問で、県域水道一体化のメリット、デメリットということですが、これもさっき杉本委員の話があったように、参考資料2ということで、県域水道一体化での葛城市におけるメリット、デメリットで簡単に書いておりますけども、メリットといたしましては、今以上の水質安定、浄水の安定供給。それから災害時、特に地震等のマンパワーによる即時対応。それから令和7年度から令和16年度、10年間の交付金を活用した水道施設。これは配水池、それから管路の耐震化の更新費用の増加と、それから費用対効果の向上。それから4番目が管理体制等の強化による技術の継承、効率的な維持管理となっております。デメリットにつきましては、水道料金の上昇、それから先ほども各委員から指摘のあった統合後の事務所集約を含めた住民サービスの継続の不安。メリットとしては4点、デメリットが2点となっております。

次に、増田委員からのご質問で、今後の管路、配水管の更新費用ですけども、先ほどもシミュレーションで議論のあった幾つかの資料につきましては、シミュレーションで令和7年度から2億円の配水管の更新費用を見込んで、これにつきましては、配水管工事とそれと一緒に舗装工事も入ってきますので、その年間2億円となっております。

次に、谷原委員からのご質問で、県域水道一体化での給水人口のシミュレーションについてということでご質問いただいておりますが、これにつきましても先ほどのシミュレーションの参考資料の3ページ目の単独の上から2つ目、現在給水人口の単独シミュレーション設定条件、ちょっと細かい字で申し訳ないです。これにつきましては、平成30年の県域水道ビジョンにおける設定値を基に、ここでちょっと変更になってますけども、令和2年度末時点の実績により補正して算出または事業者からの入手情報になるものと単独ではなってます。事業統合につきましては、単独である各事業者からの積み上げ、合算による給水人口のシミュレーションを設定しております。

続きまして、先ほど質問あった件ですけど、葛城市における管路更新データ等につきましては、先ほど説明させていただきました参考資料3のこの費用が直近5年間の管路の更新費用となっております。

続きまして、覚書の第5条で水道施設の整備方針についてということで、各事業者、本市の更新費用の件についてご質問があったんですけども、この中では令和3年1月25日の基本方針の中で示されたように、基本方針の中で、施設管路の整備については奈良県広域水道施設整備計画の策定となっており、県域の水道施設、特にうちに関わる分、要するに管路の更新費用につきましては、関係団体の更新実績を保証し、または各関係団体の水道施設整備計画を尊重するものとする。ただし、更新実績の考え方については、対象施設、実績年数、管路

延長、投資額実績等、考慮すべき事項が多いので、今後、協議の中で定めていくとなっております。

続きまして、4点目が水道事業の統合に関する覚書、第9条の経費負担、これにつきましては、先ほどの資料の9ページに書いてある、これが現在の経費負担の最新の進め方ということで、これもさっき説明させていただきましたので割愛をさせていただきます。

続きまして、杉本委員のご質問のあった、多分冒頭で、当初の単独事業で何年か後に事業統合の参加が可能かどうかの確認ですけれども、先ほど答弁させていただいたように、現段階では参加できないことになっております。

最後に、資料4の配水系統図、A3縦の資料4をご用意いたします。先月1月17日に葛城市の水道事業ということで、各配水池系ということで、葛城市の白地図に図面に示させていただきました。上から順に説明をさせていただきます。一番上の緑の区域につきましては、兵家配水池系統で自己水のみとなっております。続きましてその下の青色地区につきましては、竹内受配水池系統で自己水及び県営水道となっております。真ん中の大きくなって赤色の区域につきましては、これにつきましては寺口受配水池系統と、それから屋敷山配水池系統で、寺口受配水池系統は自己水と県営水道、屋敷山配水池系統は自己水のみとなっております。最後に、一番下の黄色の区域は平岡受配水池系統で、県営水道のみとなっております。なお、赤色区域、寺口受配水池系統と屋敷山配水池系統を赤色区域にいたしましたのは、両方ともこの系統が水圧がほぼ一定により、それぞれの配管がそれぞれ一定により、それぞれ連絡管によりつながっている状態になっております。ただ、どの区域がどの配水池系統かはそれは分かりませんが、全体としては配水池のこの赤の部分屋敷山配水池系統と、それから寺口受配水池系統につながった状態になっております。

以上でございます。

**藤井本委員長** ただいま、前回1月17日の協議会で皆さん方のご質問があったところについて調べていただき、説明いただきました。

今の説明に対しまして、何かご質問ございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** 資料等々やっただいてありがたいんですけども、参考資料2になるんですけど、先ほども言いましたけど、県営水道一体化における葛城市のメリット、デメリットと、葛城市が単独でやるとしたらメリット、デメリットというこの2つが要と思うんですよね。言うならば、今のこの参考資料でもメリットとか書いてありますけど、こんだけなんという話なんですよね。デメリットも2つだけなん、ほんまにと思うんですよ。何かこれ魂がこもってないというか、これで何が分かるのか分かんないです、僕、正直。多分、これそういうことじゃなくて、もっと細かいメリット、デメリットが欲しいと、多分、柴田委員は言ったと思うんですよ。わかりますか。水道料金の上昇と、それほんなら単独でいってもデメリットのところに入りますか、水道料金の上昇。入りませんか。上がらないんですか。上がるでしょう。ほんなら、これどんだけ上がって、今のままやったらこんぐらいになってデメリットですやったら分かるんですよ。でも何かこれ、水道料金の上昇と、これだけで何か出して

こられても、なおかつもう1個言ったら、単独のときと比較しやなあかんわけじゃないですか。これだけあっても、今以上の水質安定、浄水の安定供給。これ、単独でやったらデメリットに入るんですか、今以上に水質が安定できないとなるんですかというふうに、比べやんと分からないという話なんです。交付金を活用した水道施設。これ先ほども僕言いましたけども、先ほどいろいろ奈良市の管とかの話があるけど、葛城市はどんだけ入ってくるのか分からない。メリットになるかどうか分からないじゃないですか。交付金あげますよと言って、いざ蓋開けてもうたら全然使ってなかったら、これデメリットに入りますよ。よそに全部使われたと書くとデメリットになる。何かその意味が分からないです、これ出す。

先ほども言いましたけども、統合後の事務所集約を含めて住民サービス、こういうところとかでも、どういったところが不安か。もっとデメリットはもっとあると思うんですよ。例えば、今、葛城市はさっきから水道管の話になってますけども、これ例えばちっちゃい破裂とかあったら、葛城市の中の業者は葛城市内の業者がやるん違うんですか。これ県一体化になったらどうなるんですか。葛城市内の業者はどうなるか分からなくないですか。これ、デメリットに僕、入ると思うんですよ。葛城市内の業者を使って今やって、ウインウインの関係みたいな形が崩れると、これメリットなわけないと思うんですよ。あとその管の状態とか。

これ、申し訳ないですけど、もう一回出し直してください。僕が今言うたことも踏まえて。ほんで今のこの、分からないですけど、見たときに、今僕らが何を問われてんのかというのを考えてほしいんですよ。一体化に行くのか単独でやるのかと問うてんでしょう。一体化がええかどうかで言ってるわけじゃないですか。これしか選択肢がないだったら、これだけでええと思いますよ。僕、そこがちょっとこれ見て何のこっちゃ分からないんですよ。申し訳ないですけど、作っていただいて申し訳ないんですけども、多分皆さんそうや思いますよ。単独でいったときと一体化したときのメリット、デメリットを比べやんと、イエスカノーじゃないんですよ。AかBなんですよね。これ、メリット、デメリット反対になるわけじゃないじゃないですか、これは。同じことを書く可能性もありますよ。これ、メリット、デメリットのところも。これ、災害時のマンパワーによる即時対応と、これどういう意味なんですか。めっちゃしゃべってますけど、僕一人で。これどういう意味なんですかね。災害時のマンパワーって、災害ってどっかーんと地震が来たときに葛城市にぶわーっと集まるんですか。何か意味が分からないです。皆さん、意味分かってんですか。僕、その辺もうちょっと、真剣にやっていたらいいと思うんですけども、ちょっと訳分ないです、正直。ごめんなさい。皆さんが分かってたらいいんですけど、僕は分からないです、全くこれは。

**藤井本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** 私も杉本委員と同感のところがあります。今のメリット、デメリットの件もそうなんですけど、私が質問して出していたいただいたこの回答のところに絞ります。要は、人口の推移を、私は各市町村ごとに出していただきたいというふうに言ったんです。つまり葛城市はあんまり減らないんですよ。よそは大きく減るところがあると。ほんで、これはもう水道料金に直結するわけですよ、人口の問題は。だから、これ単独でやるかどうかのときに大きな資料になるんですよ。実際、葛城市は大きく減少していったら、これは無理だというふうになる

し、だからそれを私は出してほしかったんです。それを出していただきたいと思います。というのは、ほかにも例えば有収率にしても、料金回収率にしても、先ほど言った配水管の更新、法定耐用年数を超えてる老朽管の比率にしても、全市町村比べてみてほしいんですよ。それ出たら、料金だけじゃないと。ほかの点でも葛城市はもうすごく頑張ってるんですよ。私が悔しいのは、これ統合して、最初言いましたように、宇陀市とかほかのところは物すごくもろ手を挙げて賛成ですよ。御所市でもそうですよ。大和高田市でもそうですよ。でも、葛城市は物すごい営々として皆さん先人が努力してこういう経営を作り上げてきて、ほんで市民に喜んでもらってるわけじゃないですか。それが、今度ぽんとこっちへ行きましたと。私、それでいいのかなと思うのがあるので、少なくとも今の時点でどれだけ頑張ってきたいいうのを出してほしいんですよ。それを市民の方にも見ていただきたいし。というのは、私が悔しい思いをしてるのは国保の問題でもそうですよ。葛城市は非常に頑張って低い国保料にしてきたと。医療機関がないというのもあるんですけど、結局、県内統一になって毎年大幅に上がってるじゃないですか、国保が、統一料金に向けて。これ、水道もまた同じことが起こるなど。これでは、ほんまにこれまで努力してきた方々に申し訳ない。とりわけ葛城市は合併したんですよ。當麻町と新庄町が合併した。これは町村合併をして行政の効率を上げるということで合併した。合併のコストはありますよ。今でも當麻町、新庄町、いろいろあるんやから、これコストだけでも、でもサービスは高く負担は低くいうことで、すみやすさですごく評価された葛城市をつくったわけじゃないですか。でも、ほかの市町村はどうですか。宇陀市は別ですけど、本当にちっちゃい市町村のまま、そんな効率化もなく合併もしないでやってきて、この段になって広域化ですと、どーんと。葛城市の努力は何だったんだというふうに私思うんです、これまで積み上げたものね。だから、今の時点でどれだけ葛城市がやってきたのか。これはもう単独でやる場合にも大きな資料になると思いますので、ぜひその市町村ごとに出してほしかったんです、人口推移もね。できたら老朽管の問題も非常に気になる場所ですので、こういうのも出していただきたいし、料金回収率についてもこんなも出していただきたいんです。よろしくお願いします。

**藤井本委員長** ほかに。

柴田委員。

**柴田委員** 私が言いたいことを杉本委員が言ってくださって、私も出してくださったのはすごくありがたいんですけども、やっぱりある意味、行政用語かなというのもあって、私がリクエストしたのは市民の方が分かるような説明で、言葉でそういうのを書いていただきたいというのと、やっぱり比較が一番大事かなと思うんですよ。たとえ参加したとしても、料金が上がったとしても、この部分があるからこそ納得するというような説明の仕方でない、どっちに行くにしてもなかなか市民の方というのは理解できないと思うので、その辺りのところをもうちょっと具体的に平易な言葉で説明していただけたら一番いいかなというふうに思いました。

以上です。

**藤井本委員長** ほかに。



今の件について、部長、もうお答えとか求めんの違くて、今のご意見あったように、それに沿ったような形で出し直すものは出し直していただいて、どのようにやったらええのか分からへんのは各委員に聞いてもらってもう一度やってください。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようであれば、調査案件、水道事業に関する事項については以上といたします。

本日の調査案件は以上であります。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

**藤井本委員長** それでは、委員外議員の発言を終結いたします。

本日、オブザーバーとして出席いただいております川村議長、ご意見ございませんでしょうか。

川村議長。

**川村議長** 時間押しておりますけれども、今日の委員会、久しぶりの委員会でもございました。この委員会を傍聴されている市民の皆様も非常に期待を寄せて、どういう方向になるのかということ、また議員も意識しながら、分かりやすくできるだけ質問されたというふうに思いました。もちろん示された資料は、今日個々に、例えば私、この資料を1つ見させていただきましても、この資料を出すための質問はありましたね。どこの大字にどのぐらい要するに配水をされてるか。もちろん葛城市全体でこういうことですよと言うけど、地図も透明性も何もないし、この地図もこの資料、ちょっと不親切だと私自身は思っております。非常に資料の出し方も、やっぱり市民の皆さんが暮らしやすい方向に議員はもう一生懸命今日は考えていただいているんです。そういう資料を見て分析する中で、本当に説明も少し不足しているなというふうに、ちょっと辛口ですけども、言わせていただきます。今後においても本当に時間もありませんので、方向性がしっかり出てくるような、議員がジャッジしやすいような、でもこれ議会が決めるわけではないんです。決めるのは理事者です。決められた方向性が出た段階で、議員が今言ういろんな比較をした話をわっと押し寄せていかないといけない。この準備は議会としては準備万端だと思っております。ですので、この意気込みに応えていただくべく、これからの議論、活発な議論になるように切に願うところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**藤井本委員長** それでは、本日2時から開会いたしましたこの県域水道一体化調査特別委員会、外を見てますと、今日は雪が降って非常に寒い日です。寒いのにほんまに熱いご意見いただいたことに委員長として感謝を申し上げたいと思います。また理事者のほうにおいても、2月17日に県で会議があって、この間、中に休みを挟んだわけですけども、短期間に委員会を要請させてもらって準備をいただいたことには感謝をいたします。しかし、やっぱり先ほどから何人かの意見にも出ているように、ちょうど来年の今頃にはもう協定結ぶか、協定に入るか入らないか、もう今頃決まってるんでしょう。そんな中で、市民にとって何が大切かとい

うのは、各議員、ほんまに真剣に考えやなあかん。もう1年もないんです。そんな思いを持って、辛口というんですか、きついご意見もあろうかと思えますけども、その辺のご理解を得ながら、今後も理事者、またこの特別委員会の中で、何が本当に葛城市にとっていいのかということを取り組んでいきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。長時間ありがとうございました。

これをもって県域水道一体化調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時45分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

県域水道一体化調査特別委員会委員長

藤井本 浩